

# 第一類 第二号

## 衆議院法務委員会議録 第百二十六回国会

### 第 八 号

(一一〇)

平成五年四月二十一日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 浜野 剛君

理事

本日の会議に付した案件

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第五三号)

○浜野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、商法等の一部を改正する法律案及び

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法

律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題

といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。津島雄二君。

○津島委員 きょうは時間をいただきまして、商法等の一部を改正する法律案について御質問をさせさせていただきます。

商法も戦後何度も改正をされて今日に至つてお

るわけでありますけれども、これは商法の中で特に会社法の関係でありますけれども、最初に立法者が意図した例えは株式会社なら株式会社といいうものの姿と、現実に日本の社会経済の中で株式会社が意図したものと違つてしまつたのです。これが最初からいろいろな食い違いと申しますか、法の意図したところと実態の乖離があつたという印象を否めないと私は思うのであります。

それで、最初に法務省の方にお尋ねしたいのですが、最近までの議論あるいは法改正の経緯を踏まえて、どういう点に一番問題があるとお考えになつておりますでしょうか。

○清水(港)政府委員 お答えいたします。

まさに委員御指摘のように、日本の株式会社は、株式会社が意図している実態と現実の株式会社の姿がうまく合っていないというような面も多々ある、こういうことがかねてから指摘されているわけでございます。

その一つの原因と申しますのは、現在我が国には株式会社が約百三十万社、それから有限会社が百七十万社、その他、合資、合名を加えますと四百万社に近い会社が存在をする。こういうような状況があるわけでございまして、例えば株式会社だけを見ましても、いわゆる上場会社は三千社に満たない、資本金五億円以上の会社というの八千社程度であるというふうに規模の大きい会社は数は少のうござりますけれども、極めて超大規模の会社も存在する。

他方では、平成二年度の商法改正によりまして株式会社の最低資本金は一千万ということにいたしましたけれども、経過的にまだ一千万未満の株式会社の存在も認められており、一千万未満の株式会社が平成二年当時、六、七十万社存在をする、こういうような実態がある。このような小規模の会社につきましては、会社法の規定はある意味においてはほとんど死文化しておりますというような実態があるわけでございます。

そういうような極めて巨大なものから小規模なものまでの会社についてどういう法規制をするか、ということが非常に問題でございまして、これまでいろいろな改正の努力によりまして、資本金五億円以上あるいは負債総額二百億円以上というようなないわゆる商法特例法上の大会社については、例えば会計なんかの面につきましても外部監査と言われる公認会計士あるいは監査法人による外部監査を強制するというような規制を加えてきたわけですが、その会社の形態に応じたいろいろな規制を継続するけれども、より根本的には、さらにこの

会社の実態というものを踏まえた、いわゆる大小会社の区分の立法と私どもは言つておりますけれども、そういうような面から、全面的な見直しと申しますか洗い直しも必要であろうというふうに思つてございます。

それと同時に、もう一つは、日本の株式会社の発展の一つの歴史的な形態と申しますか、日本のが経済社会における文化と申しますか、そういうものの中に、明治時代はドイツ法を中心とした会社法の移入でございますけれども、そういうような法制度が入つてきている。さらに戦後、昭和二十五年にアメリカ法の思想による会社法の流れがどつと入つてきた。こういうようなものがございまして、どうも日本の企業行動とそういう近代的な会社組織法というものがうまくかみ合わないというような面があるのではないか。

それと同時に、例えばアメリカあたりでは株主の権利が非常に強く主張されておるということになつておりますけれども、日本ではどうやら株主といつよりかむしろ会社の経営者、大株主の経営者ということであればまた問題は別でありますけれども、実質的な株主ではないような形での会社の経営執行部といつもののが形成されておるというような面もあるわけでございまして、いろいろそういう日本の経済とかあるいは社会とか文化、そういうものとの特質に根差した会社経営というものがあつて、それがどうも会社法のいろいろな合理的な規制とうまくかみ合わない面もあるというようなこともあります。

私たちもいたしましては、一方では会社法といふことはかなり国際共通性があるものでありますから、諸外国の法制等もらみながら、これに調和するように合理的なものに改めていかなければなりませんけれども、より根本的には、さらにこの

○津島委員 ただいまの御答弁、大体私の認識と一致をしておりまして、恐らく二つの問題があるだろう。一つは、同じ株式会社といつても、国際的な規模を誇る体制のものと、それから個人会社から法人化した、いわゆる法人成りという存在、これは税法上の取り扱いとも関連してかなり人為的にできた面もないとは言えない、こういう問題が一つ。それからもう一つは、巨大企業のあり方という問題でございましょう。

きょうは時間がございませんから、主として後の方の問題、国際的にも比肩する大きさになつた日本の法人企業のあり方について若干考えてみたいと思います。

日本の企業が大きくなつて国際的にも影響力が非常に大きくなつた、また、もちろん国内の社会経済に及ぼす影響も非常に大きいということの中では、非常に強く指摘されておりますのは、法人企業の経営陣の支配力というものが十分な社会的な牽制を受けているかどうか。もともと株式会社というものは、所有者は株主である、だから株主総会に象徴される所有者の意思というものが強く働くはずであるということから組み立てていったのだろうと思うのですけれども、いわゆる所有と経営の分離ということが進んでいく中で、非常に効率的な企業活動の展開と相まって非常に強く大きくなつた。大きなものは、それ自体悪いとは言わないけれども、これがまた同時に幾つかのグループに集約されてきた。よく言われるのであります。が、六つとか八つとかいう企業集団が日本の経済の中で全体として本当に二割とか一割五分とか非常に大きな力と存在を誇示している、こういうことが言えるわけでありますし、またそのことに、しばしば批判的になるのが実態だと思います。

そこで、まずこういう状態が現実にあるわけですか

ござりますけれども、私はきょうは、これまでの商法の改正が、問題が出てきたら若干後追い式に、みんなでよく勉強されてどうしてもやらなければならぬところはやつてきたということなんですねけれども、できることなら少し先取りをしてやつていただける部門があるのでないだらうかと、いう観点からお尋ねをしたいわけであります。

そこで、今の株主と企業の関係について、しばしば言われるのでありますけれども、日本ほど株主を大事にしない法人企業はない、その象徴的な指標は配当率であると言われております。逆に言えば、株式市場が活況を呈ってきてどんどん株価が上がつてきたからそちらの方で十分うまみがあるでしようということなのかもしれませんけれども、それが頭打ちになつてきてみると、気がついてみると、といわゆる配当株になつちやう。そうすると、配当利回りは1%を割るというようなことになると、これは持っている方がおかしいといふような話になつてきかねないわけであります。

そこで、株主の立場といふものをいい意味で強化をしていくために、法務省としては今どういう提案をされるのは、それはあれなんですかとも、法制の担当者として何かお考えになつておることがありますか。

執行を決定し、あるいは取締役会によって選任された代表取締役の具体的な業務執行を監督する、こういう取締役会というシステムがあるわけありますけれども、これが有効適切に機能するということ。さらに、そういうような具体的な業務執行が適正に行われているかどうかということをチェックするシステムとして監査制度があるわけですが、株主総会によって選任された監査役が適正有効に機能をすること。さらには、大会社については、先ほど申し上げましたような外部監査機関である監査法人あるいは公認会計士が適切有效地機能するということ。これがすべての基本であるというふうに思われるわけでございます。

そういうことを前提にいたしまして、これらの機能がそれぞれ有効適切に機能をして会社が社会的な非難を受けないような行動をする、社会的公正を確保する上において極めて重要なことでござりますけれども、会社が商法を始め各種の法令を遵守して企業活動を行う、こういうことが実現されるべきであるというふうに思うわけでございます。したがいまして、株主の権利とか取締役の権利義務とかあるいは監査役の権利義務、そういうものがすべて適切に行使されるようなシステムをつくり上げる、こういうことが一番大事な問題だと思っておるわけでございます。

実は、そういうような観点から、これまでの商法の改正におきましては、例えば昭和四十九年の改正におきましては監査制度の大額な強化あるいは外部監査の導入というようなことも実現いたしましたし、あるいは取締役会におけるそれぞれの取締役の権限強化というような改正をいたしましたし、また会社の第三者、債権者に対する関係において最低資本金制度を導入するというような平成二年の改正があるわけでございます。

今回の改正におきましても、監査制度を充実強化する、さらには株主の代表訴訟制度あるいは株主の帳簿閲覧権制度の改善によりまして株主の権利の強化を図るというような諸方策を講じまし

て、会社の業務の適正な執行を図る。会社の業務の適正な執行が図られるということはとりもなおさず株主の利益でもあり会社の利益、会社の利益はすなわち従業員の利益でもあり、またそれによって第三者の保護も図られる、こういうことになつていくというふうに私どもは考へてゐるわがつてございます。

○津島委員 今までの経緯をたどつていけばそういうことになると思うのですが、株主総会の活性化が必要だとおっしゃるのだけれども、どうやつたらいいのでしょうか。活性化といつたって何が大声を上げるような人が議事を長引かせるのが活性化じゃないのですね。私は、基本的には会社の経営とか業務執行について、執行の任に当たる方々が株主総会に本当に責任を持つているという認識を持つてゐる構造にする、ということは、結局取締役会と株主総会、それから一般的な外部環境というようなものとの一種のいい意味の緊張関係をつくつていく必要があると思うのですね。そういう観点からいいますと、取締役会の強化は先般行われておるわけですけれども、取締役会の中身というものを考へなくてはいかぬのじゃないだらうか。

どうしてもそこで注目されてくるのは、社外重役の制度なんですね。例えばよく挙げられる例がエクソンですけれども、世界最大の石油会社の一つがアラスカであればけの事故を起こしてしまつた。そのときに環境団体に非常に厳しく批判をされたわけですから、日本だとどうなんでしょうか、しばらく環境団体と会社とにらみ合う、あるいはそこで補償をどうするかという話になるのかもしれないけれども、環境団体の方も大変偉かつたのでしようか、エクソンの方から、どうだ、私の方の經營をひとつ見てください、一緒になつて、世界企業であるエクソンが環境とも調和できるような仕事をするにはどこをどうしたらいいか知恵を出してくださいということに踏み切つて、いわゆる社外重役として環境団体推薦の方を入れたわけですね。そういう角度からいろいろ聞いて

みますと、アメリカの大企業の重立った会社、ゼネラルモーターズもそうですが、重立った会社にはほとんど社外重役が、場合によっては過半数入っている。

日本でそういうことができるのかどうか、する

ためにはどういう工夫をしたらしいのか。法制の

側からいって何か工夫がありますか。

○清水(満)政府委員 先ほど株主総会と会社との

緊張関係というお話をございましたけれども、昭

和五十六年改正によりまして、例えば株主の提案

権とか質問権というものが法定されまして、形骸

化しているという意見もございますけれども、現

実の会社の運営の実態等を見ますと、やはり株主

総会においていろいろな非難、攻撃を受けないよ

うに、きちんととした会社の経営をしなくてはなら

ないという意味で、会社の執行部が非常に株主總

会を重視する傾向が最近出てきておるということ

は私どもを感じておるところです。

そこで、問題は、さらにもそういう株主と会社と

の関係ということではなく、会社の執行部そのも

の中に例えば社外重役というようなものをもつ

て積極的に取り入れるような制度を法制的に考え

たらどうか、こういう意味だらうと思います。

私どもも、いろいろな雑誌等の知識によりまし

て、アメリカの一流企業が積極的にそういう社外

重役を採用しているという事実を承知いたしてお

ります。アメリカでは取締役会が大変強大な権限

を持つておりますし、そういう取締役会におきま

していわば高級業務執行社員、例えば社長とか副

社長とかいうものを選ぶ、ある意味においては社

長さんとか副社長さんは取締役会の方が権限

が強大である、こういうような実態があるわけで

ございます。日本でも昭和二十五年改正によりま

して、アメリカ法をもねて取締役会制度というも

のを導入いたしました。そして、その取締役会の

中で代表取締役を選んで、代表取締役に日常の業

務執行権限を与えるということになつて、取締役

が代表取締役を監督するということになつたので

ございますけれども、現実の姿としては取締役の

数がふえるばかりで、代表取締役の職務執行を監督するという実態にはなかなかにくいといふ

ような状況があるわけでございます。

そういうような状況を踏まえて、実は昭和五十

年でございましたけれども、私どもの方の民事局参

事官室というところで、アメリカ法的な社外重役

制度というものを法制化することにしたらどうだ

ろう、そういう意見もあるがどうかというような

意見を関係各界に求めたわけでございます。しか

し、それに対する各界の意見としては、日本では

他方において監査役制度というものがある、です

から会社の業務の適正をチェックするためにはむ

しろ監査役制度の充実強化を図るべきではない

か、こういうような方向に大方の意見が流れただ

けでございます。したがいまして、社外重役の法

制化というようなことになりますと、やはり日本

の現状からいたして相当の問題がある。

現実に、日本の大企業の中でもいわゆる社外重

役と申しますかその企業の中で育つた人ではない

人を重役に迎えて、取締役会におきましていろいろな働きをしていただいているというような企業

もたくさんあると聞いておりますが、法律上の制

度としてそれを強制する、会社法の制度として強

制するということになりますとやや問題があり過

ぎる。一部の会社、特定の会社だけに強制をする

ということはできないでしようし、さりとて百三

十万社の全部の会社にも強制はできません。

それで、そのことが起こっているときは、結局

金融機関なら金融機関みんな同じような気持ちに

なっちゃって、土地は上がるのは当たり前だ、競

争相手が一生懸命土地の地上げをやつていてるんだ

から自分たちも負けないように都内の地上げをや

つて、土地を確保して、そこに金を貸したい、こ

れは取締役会がみんな同じ気持ちになっちゃうん

ですね。バブルが崩壊するなんということを取締

役会で口にするのもできない雰囲気になっちゃ

う。そういう中で雪だるまのように、同じ方向に

走つてくるというのが、どうも日本の、すべての

組織について言えるわけなんですけれども、今や

大きな民間企業についてもやはりかなり目立つて

きているんじゃないだろうか。

今回やつと監査役制度を強化すべきであるとい

うことになるわけでございまして、現実の問

題としては非常に難しい話なのではないか。

ういった面で法律的にはやつていかざるを得な

い。しかし、それぞれの会社が国際的な信用とい

うものも考慮いたしまして積極的にエクソンのよ

うな例、私は詳細には存じませんが、そういうよ

うなものを積極的に取り入れることは大いにあつ

てしかるべきだというふうには思つてゐるわけで

ございます。

そういう状況を踏まえて、実は昭和五十

年でございましたけれども、私どもの方の民事局参

事官室というところで、アメリカ法的な社外重役

制度というものを法制化することにしたらどうだ

ろう、そういう意見もあるがどうかというような

意見を関係各界に求めたわけでございます。しか

し、それに対する各界の意見としては、日本では

他方において監査役制度というものがある、です

から会社の業務の適正をチェックするためにはむ

しろ監査役制度の充実強化を図るべきではない

か、こういうような方向に大方の意見が流れただ

けでございます。したがいまして、社外重役の法

制化というようなことになりますと、やはり日本

の現状からいたして相当の問題がある。

現実に、日本の大企業の中でもいわゆる社外重

役と申しますかその企業の中で育つた人ではない

人を重役に迎えて、取締役会におきましていろいろな働きをしていただいているというような企業

もたくさんあると聞いておりますが、法律上の制

度としてそれを強制する、会社法の制度として強

制するということになりますとやや問題があり過

ぎる。一部の会社、特定の会社だけに強制をする

ということはできないでしようし、さりとて百三

十万社の全部の会社にも強制はできません。

それで、そのことが起こっているときは、結局

金融機関なら金融機関みんな同じような気持ちに

なっちゃって、土地は上がるのは当たり前だ、競

争相手が一生懸命土地の地上げをやつていてるんだ

から自分たちも負けないように都内の地上げをや

つて、土地を確保して、そこに金を貸したい、こ

れは取締役会がみんな同じ気持ちになっちゃうん

ですね。バブルが崩壊するなんということを取締

役会で口にするのもできない雰囲気になっちゃ

う。そういう中で雪だるまのように、同じ方向に

走つてくるというのが、どうも日本の、すべての

組織について言えるわけなんですけれども、今や

大きな民間企業についてもやはりかなり目立つて

きているんじゃないだろうか。

今回やつと監査役制度を強化すべきであるとい

うことになるわけでございまして、現実の問

題としては非常に難しい話なのではないか。

ういった面で法律的にはやつていかざるを得な

い。しかし、それぞれの会社が国際的な信用とい

うものも考慮いたしまして積極的にエクソンのよ

た。それができるなら、やはり社外重役の制度を何らかの形で定着させていく努力をする必要があるんじゃないかなと思うんですね。

こういう話はこれまでのバブルの時代の反省に

振り返ってお伺いしたいんですが、ちょうど

代になってからで結構ですが、バブルの関係もあ

つて会社の業務運営上非常に問題が多かつた、そ

れで背任という形で刑事裁判が起されたという

ケースがどのくらいあるのか。これは一部上場企

業を対象とするものでいいんですけれども、もし

法務省の方でおわかりになつたら、ちよつと数字

を教えてください。

○大泉説明員 いわゆるバブルの時期におきます

犯罪動向につきましては、いまだ総括的な分析が

できる段階でございますんで、また委員御指摘の

ように上場企業の、また幹部の役職員のといった

限られたでの把握はなかなか困難でございますけれども、金融機関の役職員らが関与しまし

ますけれども、金融機関の役職員らが関与しまし

た経済事犯というようなものもかなりの数が認め

られるところでございます。

○津島委員 定数的に御答弁は難しいかもしれません

が、これに今度は損害賠償、民事訴訟、いろ

いろあり得るわけなんですが、そのほかに

にも、これは役員かどうかという点は問題があり

ますけれども、金融機関の役職員らが関与しまし

た経済事犯というようなものもかなりの数が認め

られるところでございます。

○津島委員 定数的に御答弁は難しいかもしれません

が、これに今度は損害賠償、民事訴訟、いろ

いろあり得るわけなんですが、そのほかに

にも、これは役員かどうかという点は問題があり

ますけれども、日本はなき過ぎる

という面もあるよう感じがするんです。問題

は、取締役会の強化ということと並んで、さつき

局長が言われた監査制度が本当に機能しているか

言われているんですけども、日本はなき過ぎる

と感じますね。日本はなき過ぎる

実態があつた場合に、外部監査の担当者である会計監査人はどういう責任を問われておるのでしょ  
うか。

○清水(謹)政府委員 会計監査人も、その任務を怠るということになりますと、会社に対しても損害賠償の責めに任ずるという特例法の九条の規定があるわけでございます。ただ、この九条の規定を根拠にして民事裁判で損害賠償請求が起つたと  
いう事例、私は統計的には承知いたしておりませんが、そのような裁判が起つておられるという事例はござります。

○津島委員 たくさんありますか。余りない。印象的に答えて。

○清水(謹)政府委員 それほど数は多くない。むしろ最近の現象。これは監査役についてもしかり、会計監査人についてもしかりでございます。

○津島委員 たくさんありますか。余りない。印象的に答えて。

○清水(謹)政府委員 それほど数は多くない。むしろ最近の現象。これは監査役についてもしかり、会計監査人についてもしかりでございます。

○津島委員 たくさんありますか。余りない。印象的に答えて。

○清水(謹)政府委員 それほど数は多くない。むしろ最近の現象。これは監査役についてもしかり、会計監査人についてもしかりでございます。

○津島委員 たくさんありますか。余りない。印象的に答えて。

○清水(謹)政府委員 必ずしも多くないというのは、まず第一に、責任を問う立場の人も少ないし、その方に堪能な弁護士さんが少ないというようなことも指摘されることはありますけれども、私は制度上に若干問題があると思うのです。会計監査人は、いわゆる商特法で監査役に報告することになつていますね。これは外国の事例なんかから見て、それがいいんでしょうか。

○清水(謹)政府委員 会計監査人の監査が行われる大企業におきましては、監査役も会計監査の義務を負つており、監査役は、会計監査人の監査報告書の作成を受けた上で監査報告書を作成する、こうしたことになつています。

両者の関係につきましては、そういう監査報告書の提出義務とともに、「会計監査人がその職務を行うに際して取締役の職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、その会計監査人は、

これを監査役に報告しなければならない。また一方で、「監査役は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に對してその監査に関する報告を求めることができる。」お互に報告を求め合うことができるようになります。

そういうような法律上の義務規定を前提にして、私どもの認識しているところでは、会計監査人が、公認会計士さんと監査役は常時連絡をとり合つて、会計監査人の方は会計監査が中心でございまますけれども、そういうものを中心に会社の業務の適正を図るよう努めておられる、こういうふうに認識しているわけでございます。

○津島委員 そういう建前になつておるのがどうも機能しない場合があるんですね。びっくりするようなことをお話ししましょうか。

この間、ある一部上場会社で、千億を超える為替予約の失敗がありましたね。あれはどうやって起つたかといふと、為替予約の仕組みというのは、御存じかと思うのですけれども、ディーリングをやつている担当者が電話で銀行に予約しているんですね。月末になりますと、この月にあなたの方から予約されたのはこれこれですよというステッカーを送つてくるんですね。そのステッカーを机の中に入れてしまふと、上的人は全然わからぬんですね、幾らやつたつて。そういうのがどんどん積み重なつていくうちに、千億単位の、結構局は経営陣のトップの責任を負わされるような事態にまでいつてしまつた。

聞いてみると、最初にこれは大変だなと思つて気がついたのは銀行だというのですね。電話でいろいろ御注文いただけれども、どうも読んでみると随分これは大きいなということになつた。さあ、それじゃこれを会計監査、決算報告でどうす  
るかという話。具体的なことは言いたくないのだけれども、たまたまこの場合には外國法人が株主なものですから、外國の監査法人がかわつてい  
た。一步も譲らない。これは限定意見をつけるべきだというようなこともあります、そういうところまで監査

人もやはり強く出たことが指摘をされてい  
るわけなんですね。

逆に言うと、そうでなかつたらどうなつたのかな。似たような話を私は幾つか風評で聞くのですが、例え非常に大きな会社が十年にわたつて法外な値段で為替予約をやつておる。今もやつておりますよ、そこは。レートは百九十九円であつて、ところが今実際のレートは百十円台だ。それをまだやつておる。それにもかかわらず、これは監査報告にも何にも——ちょっと触れておるのです。ちょっと触れているけれども、気がつかない。それだけ大きな話があつても、監査役が社内で指摘をするという話も聞いていない。それを見ていると、怖くなるような話なんですよ、これは。それこそ会社の命運を決めるようなことが起つていても、今商法上仕組まれている仕組みはどうも機能しないような気がするのですけれども、それでいいのでしょうか。

○清水(謹)政府委員 具体的な事例を挙げられて御質問でござりますけれども、一般論で申しますと、監査役は、取締役から業務状況の調査の報告を求めたり、あるいは使用人、部長さんなり課長さんなり、あるいは為替予約をしていて担当者、そういうような方を直接呼んで業務の状況について報告を求める。そういう状況の中で違法な行為あるいは著しく妥当性を欠く行為、そういうものがあれば直ちにそれらについて差止を求めることがありますね。あるいはもしそういうことが引き続いて行われるということであれば、さらにその上位の手段をとる、こういうようなことは可能になつてゐるわけでございます。

ただしかし、例えば御指摘のような為替予約をめぐる不祥事の問題あるいは金融・証券等をめぐるいろいろな不祥事の問題、そういうものが現実には出てきておる。そういうものをよく調べてみると、監査役なり公認会計士監査の機能が必ずしもうまく機能していなかつたというようなことがあります。また指摘されるわけでございまして、私どもいたしましては、やはりそういうことが未然に防止できるよう、できるだけ権限を行使しやすいようにこの行使の路線となるような障害は除く、できるだけ行使しやすいようにするという観点からやはり制度の改善を考えていかなければならぬ。例えば監査役の員数をふやすとか、監査役の任期を取締役より長くしてその地位の安定を図つて物を言いやすいようにするとか、監査役会といふような組織的なものをつくつて、個人個人で言うより組織で言えば物が言いやすいといふようなことを考えられるというようなことから、むしろ權

役が介入することができるかどうかということになりますとこれは問題でございまして、違法な行為あるいは著しく妥当性を欠く行為について監査役のチェック機能が及ぶ、こういうことになつてゐるわけでございます。

私も、昭和四十九年の大改正以来、監査制度の整備についていろいろな方策を講じてきましたがございまして、現実に例えれば大企業の監査役さんが集まって、どうやつたら適正監査ができるか、正しい監査ができるかというようなことに置いて情報交換し合い、勉強し合つてゐるといふふうに実は私ども考えてゐるわけでございま

限と責任はもう十分なんでござりますけれども、その権限を使はしやすくするような形を整えると

ておつくりになる気はありませんか。

同じと言ふと語弊があるかもしませんけれども、物によつては株主の利益あるいは企業の本来の利益を損ねるおそれがある。よく、使途不明金

がつているものがもし事実に反するものであると

いうことが今回の出発点になつてゐるわけでござりますが、根本的には、しかしそういつた権限を適切に行はし得るような人材、能力を持つた人間がそこに座らないと、結局どんな立派な制度をつくつてもうまくいかないということは確かに御指摘のとおりでございまして、そういう意味で私どもは、各企業が真剣に監査制度の改善とあわせて運用の面においても十分な努力をしていただきたいといふふうに実は心から念願しているわけでござります。

○津島委員 意とするところはよく理解できるのですけれども、今の二人を三人にするとか監査役会をつくるとか、それはいいんですよ。いいんだけれども、三人が三人とも余り牽制のできない人たちは、これはどうにもしようがない。

私は昔一番印象を受けましたのは、外国に日本の法人が次々と支店や子会社をつくったときに、一番困るのは文際費をどうやって損金に計上するかということで、これは公認会計士のお墨つきをもらわないと全く認められないというんですね。それがないと、例えばイギリスならイギリスの税務当局が認めてくれない。これはおつかないんで、日本の税務当局よりまだ難しいといつても、きょうは税務当局の方おられるからあれですけれども、そのくらい権限があるし、それからやはり公正な企業慣行は何かということについて確固とした信念がおありなんですね。それがないと数を減らすやつしたってこれはだめなんです。今局長は、どこから重大な法令違反になるような事があるのかこれは判断が難しいと言われたんだけれども、常にそれはあり得るんだけれども、それをやはり事前にある程度概括的に定めたガイドラインを置いておく必要があるだろう。

そういうことで、大蔵省の方も証取法の関係でいろいろおやりにはなつてゐるんですけども、どうでしようか、この監査役なら監査役さんのがガイドラインみたいなものを法務省の方で思い切つ

ておられます。企業会計審議会といふことを私ども承知いたしております。私ども、そういう企業会計原則といふものを念頭に置きつつ、会社法の企業会計につきましては、公正な会計慣行をしんしゃくして商法の計算規定も解釈をしなければならない、こういうふうにいたしているわけでござります。その公正な会計慣行といふものの第

一の念頭にあるものは、企業会計審議会で定めておられる企業会計原則でござります。

同じと言ふと語弊があるかもしませんけれども、これは私も別の委員会でお答えしましたように、質問検査権との関係でなかなか限界があると思うのですね。しかし、基本的に企業会計のあり方としてそれが毎年毎年経常的にまかり通つておる、しかもかなり公知の事実として売り上げの何%ありますなんというような話になると、これは一体何をチェックしているのかと言いたいわけですね。

ですから、さつき申し上げたような監査役制度でいくのか、外部監査でいくのか、それはどちらでもいいのですけれども、この問題についてある種のガイドラインを、ガイドラインというのは、結局はだめですよという話に大部分はなるんだろうけれども、中にはしかしどうしても必要なものもあるという話もありますよ。例えば地上げなんかやつている過程でなかなか難しい戦略的な支出が要るというような話もある。それは事業遂行上認容できるものもあるでしょう。しかし、当たり前のようにだれに払つたかわからないような支出があるというのは、これは局長、やはりおかしいんじゃないですか。

何か御意見ありますか。

○清水(滋)政府委員 御指摘のように、商法上は使途不明金といふ概念はないわけでございまして、いづれの費目、例えば文際費とか寄附金とか、あるいは諸会費だとか、そういうような費目の中に必ず分類されて入つていて、こういうこと

がつているものがもし事実に反するものであると

いうことになりますと、そもそもそういうような不正經理を行うということは商法自体が禁じています。

恐らく監査役あるいは公認会計士としては使途がわかっている、例えばいろいろな住民対策の関係でこの経費は支出いたしましたということで、それは会社の経営上必要な経費であるということでは会社の計算上は問題はない。しかし、税務署に対する関係におきましては、どこどここの住民に幾ら幾らの金をやつたということになりますと、その方に税金がかかるというようなこともあるだろうと思うのですが、その関係で支払い先を秘匿する、こういうようなこともまたあり得るであろう。それは税法上の使途不明金といふことになるのだろうと思ひますけれども、使途不明金だからといって直ちにそれが会社経理法上不正に当然なるということでもない。

しかし、おつしやるよういろいろな費用の中には現実には不正、つまり法律に違反するような形での政治資金といふものが入つてているということになりますと、これは法令に違反する行為でございますので、当然会社の責任なり監査役の監査の対象になり、公認会計士の意見の指摘すべき事項にもなる、こういうふうになるわけでござります。そういう意味では現在の会社の計算規則上は一応整備をされておる、こういうふうに私どもは考えておるわけでござります。

○津島委員 企業会計の側からも、一般国民に随分勝手なことをやつていてるという批判を招かない

であります。企業会計審議会といふことを私ども承知いたしております。私ども、そういう企業会計原則といふものを念頭に置きつつ、会社法の企業会計につきましては、公正な会計慣行をしんしゃくして商法の計算規定も解釈をしなければならない、こういうふうにいたしているわけでござります。その公正な会計慣行といふものの第一の念頭にあるものは、企業会計審議会で定めておられる企業会計原則でござります。

そういうようなものをさらに具体的な、今度は公認会計士ではなくて監査役監査の面において何が監査基準といふようなものをつくつたらどうか、こういう委員の御指摘の御意見でござりますけれども、実は、今これを法務省の方でつくるということにについての具体的な作業はございませんけれども、先ほど申し上げました法務省認可の社団法人日本監査役協会におきまして、監査役の皆さん方が寄り寄り集まって、何かそういう監査基準と申しますかマニュアルみたいなものをつくるよういうような動きがあるようございまして、そういうものについて私どもとしてももし積極的に意見を述べることができる機会があればまた意見も述べて、立派なものがつくられれば、そういうものに従つてそれの監査役監査が行われるようにしていきたい、こういうふうに実は考えておるわけでござります。

○津島委員 今のようなお話を実は一番いいわけでありまして、やはり監査の立場にある方々がそぞれの立場からみずから創意工夫で一定の基準をつくつていただく、それはひとつ法務省としでも大いに励ましてやつていただきたいと思うのです。その関係でもう一つしばしば問題になるのは、使途不明金の問題ですね。これは、文際費と同じでござります。

ね。時間がないから、次の問題に移ります。

さて、同じように経営支配が強くなり過ぎているという現象の一つが持合いの慣行ですね。これは企業の乗っ取りに対抗するためにということです、自由化が進む中であれよあれよといふ間に進んでしまったわけありますけれども、今から考えてみますと、株式の評価損を出すという事態に至ればこれは甚だしく株主の利益に反する行為であつたかもしれない、あるいはまた慌ててこれを始末するということになれば証券市場の不安定要素にもなつていくわけですね。

持合いの慣行について法務省としてはどのようにお考えか、そしてそれとの関係で、外国のようないくつかの法規ではどうなっていますか。自社株式の売買をもう少し認めてもらえばそんなことは必要ないという御意見もあるのですけれども、この自己株式の売買の原則禁止という問題についてさらに細かく検討をし検討される用意はありますか。

○清水(通)政府委員 株式の持合いについて商法

上に規定をどうするかという点がまず第一点でござりますけれども、会社間において株式を相互保有しているという事実は私どもとしては承知いたしているわけでございます。商

法上は、子会社が親会社の株式を取得することを禁じているという形での相互保有規制しかない。

それからもう一つは、議決権の行使に関するま

でござりますので、その親会社の株主総会へ行つて、二五%ですか、会社が他の株式会社の発行済株式総数の四分の一を超える株式または他の有限会社の資本の四分の一を超える出資口数を有する場合には、この株式会社または有限会社はそれが有する会社の株式につき議決権を行使することができない、つまり二五%以上の株を保有されてしまいますと、實際上は親会社の支配力が及ぶことになりますので、その親会社の株主総会へ行つて議決権行使することができない、こういうふうに議決権行使の方からの制約をいたしているわけになります。

実は、この商法の問題をいたしまして、先生御

指摘のように、自己株取得というものを原則として商法は禁じております。これは資本充実の原則

というものが商法の大原則でございまして、株主が出資した金を返すというのが、自己株取得で要するに資本の空洞化を生ずる、こうしたことでございまして、極めて例外的にしか自己株取得を認めています。ではおらない、こうしたことでございます。そこで從来の議論は、商法の大原則である自己株取得の禁止を、むしろ相互保有というものは潜伏する行為である、自己株取得ができないから相互保有をするというような現象が生まれてきておるのだ、だから商法の面からもそういう自己株取得の禁止の趣旨を徹底するために相互保有をむしろ規制すべきである、実は、こういう論理が昔からの論理だつたわけでございます。

しかしながら、最近は、逆に相互保有というも

のをある程度どうしても持たなければならぬと

いうような状況が出てきておる。それは、実は自

己株取得の制限というものが厳し過ぎるから相互

保有ということに走るのであつて、むしろ合理的

な範囲内で自己株取得の制限を緩和したらどう

か、こういう昔とは逆の議論でこの自己株取得制

限緩和論というのが出てきておるというふうに私

どもは見ておるわけでございます。

ただしかし、この自己株取得の制限緩和につきましてはいろいろな弊害が実は指摘されているわ

けでございまして、出資した資本の払い戻しとい

う最も基本的な弊害に加えまして、株価操作が非

常にしやすくなる。会社の社長さんが自分の金で

会社の株を売り買いして操作をするということ

も、それは現実には行われているというふうに言

われておりますけれども、今度は会社の金で自分

の会社の株の売り買いをすることができるといふ

ことになりますので、資金量からいっても、ほと

んど問題にならないくらいの大変な資金量というこ

とになつてくる、そうなると株価操作もしやすく

なる。また、特に会社がいろいろな内部情報とい

うものを知っているわけでござりますから、その

インサイダートレーディング、内部情報を利用し

た自己株の売買というようなことにもつながつてき、非常に弊害が出てくるのじゃないかといふような問題が指摘されております。

しかし、他方におきまして、日本の自己株取得の制限というのが非常に厳し過ぎる、もう少しこれを緩めてもいいじゃないか、そういう弊害が生じない範囲内でもし緩められるものなら緩めてみたらどうかというような意見もあるわけでござります。そういうような問題が提起されてまいりましたので、私どもいたしましては、現在自己株の緩和すべきかという問題、それを緩和するとすればどこまで緩和することができるか、あるいは緩和するとすればどういう条件が満たさなければならぬか、こういうような観点からの問題点を整理いたしまして、各界にこの意見を照会しているところでございます。

○清水(通)政府委員 先般の政府の総合経済対策におきましても、政

府は自己株式の取得及び保有規制の見直しにつき検討を促進するというふうにされておりますので、私どもとしては、この閣議決定を踏まえまして適切な対応をしてまいりたい、こういうふうに考えておるところでございます。

○津島委員 残りの時間でもう一問、関係のこと

をお尋ねいたしますが、今の自己株取得について当然これは限界を設け、厳しい制約を設けなければいけませんね、それはおつしやるとおり弊害があり得る。それでも、例えば外國の事例からいえば、株価の不測の変動に対応するある程度の対応策を会社は持つてもいいじゃないかとか、あるいは株主に対する責任もあるじゃないかとか、それからいわゆるストックオプションのような形で經營陣への報酬を考えてもいいじゃないかとか、いろいろな議論があるわけですね。

これらを頭に置いて、弊害のないように制約を置きながら、例えば社長や重役みづからは自己株の売買は厳しく制限する、あるいは報告義務をと

るというようなことも考えなきやいけませんが、これに進めていく場合によく言われるのは、いわ

ゆるみなし配当課税が邪魔になつておるという議論があるのですけれども、私は今ここで議論になつておる限りではない。利益による株式消却をする場合に確かに問題になるけれども、そうではない。もつとも、所得税法の二十五条の一項二号の「持分の払戻しとして交付される金銭その他の資産」という概念をどう解釈するかによるのだけれども、この辺について税務当局の方から御答弁いただきたい。

○渡辺説明員 お答え申し上げます。

自社株保有の緩和を仮にいたしますとしますと、ただいま民事局から御答弁がございました

と、

この辺について税務当局の方から御答弁いただきたい。

○津島委員 お答え申し上げました。

自社株保有の緩和を仮にいたしますとしますと、ただいま民事局から御答弁がございました

と、

この辺について税務当局の方から御答弁いただきたい。

○津島委員 以上です。ありがとうございました。

○浜野委員長 鹿井善之君。

○鹿井(善)委員 もう既に十五時間程度この商法等の一部改正の件につきましては審議をいたしておりました。特に今度の立法の目的、株主による会社の業務執行に対する監督は正機能をより強固にする、あるいは監査役制度の実効性を高める、資金調達方法を合理化し、社債権者の保護を強化する、また社債に関する制度を整備する、いろいろ御説明もあり、これは私は多とす

るわけでもございます。

そこで、限られた時間でござりますけれども、

関係のことにつきまして若干質問を申し上げるわ

けでもござります。

特に、いろいろ今回の改正、会社法につい

てはこれまで大変大きな会社の不祥事件が起るたびに改正がされております。また一面、企業の倫理の問題、政治倫理の問題が盛んに今問われておるわけでございますが、やはりそういう面で企業と法との問題、こういうことも指摘をされるわけでもござります。

そういう中で、企業の自治的な監視あるいはまた監督体制は強化整備されてきたわけでもござります。これは、昭和四十九年あるいは五十六年、平成二年の改正のたびにそれらは必ずしも続いておるわけでございます。今回の改正も、一昨年来の金融問題あるいは証券の不祥事を契機とする、このようにも考えられるわけでござりますが、これらの不祥事に関しては、自治的監視あるいは監督体制としての取締役会あるいは監査役、会計監査人等は適正にその職務を果たしてきただものかどうか、大変このことに疑問を持つわけでもござります。

この辺とあわせて、一つは取締役会の業務監督機能の内容と申しますかその実情、また監査役の業務監査の内容あるいはその実情、こういうことにつきまして考え方をちょっとと承りたいわけでもござります。

〔委員長退席、星野委員長代理着席〕

○清水(滋)政府委員 先ほども答弁申し上げましたように、日本の商法は昭和二十五年に取締役会制度というものを導入いたしまして、これはアメリカ法の影響でござりますけれども、取締役会による業務執行の監督といふところを最重視したわけでもござります。

したがいまして、その際、それまでの監査役といふのは会計監査だけじゃなくて、実は業務執行の監査権も持っていたのでありますけれども、業務執行の監査権といふのを取締役会に期待しておるわけでもございませんで、取締役会で業務執行の監督をする、こういうことになつておりますので、その思想を受け入れ

まして監査役の地位を弱めたというのが二十五年改正だったと思います。

ところが、特に日本の高度経済成長に従つていろいろな企業の不祥事が起つてくる。昭和三十四年、四十年代の山陽特殊鋼というような企業の大倒産というのが、すべて企業の粉飾決算、粉飾経営を出発点としているというようなことがございまして、やはり取締役会だけの業務監督では不十分であるということ、またそういう意味で

は戦前の体制に戻りまして監査役制度を強化する、さらには監査役では足りないから、大会社については監査法人等の外部監査の制度を導入する、こういうことで今までに至つているわけでござります。

私どもは、会社の業務執行の監査という意味にございましては監査制度の機能を強調しますけれども、取締役会における業務監督、業務監査といふものの機能を決して軽視してはならないというふうに思つておるわけでござります。現実に取締役会は会社の業務の執行を、重要な業務についてこれを決定するという意味で、会社の必要的機関でござりますとともに、代表取締役が具体的にはその業務の執行に当たるわけでございますが、その業務執行を監督する。具体的に、取締役会といふものが開かれまして、そこで代表取締役のいろいろな行為について取締役が意見を述べる。代表取締役は少なくとも三月に一回以上は業務執行の状況を取締役に報告しなければならない、代表取締役の方から取締役会にそういう報告をしなければならないといふことも、法律上の義務づけになつておるわけでござります。

そういう意味で、取締役会といふのは代表取締役を監督する機関として適切に行動することが期待されておる。最終的な権限いたしましては、代表取締役を選任したり解任する権限を持っていざる監査権を發揮しようといふことで、いろいろな研究、検討を現にされつつあるといふに承知いたしております。

それにもかかわらず、御指摘のようにいろいろな不祥事が起つておるといふことも事実でございまして、そういうものを見ますと、もう少し監査役なり何なりがきちんとした監査をすればあるいは防げたのではないかというようなものも現にあります。しかしまあ

しかし、現実には多くの取締役会は、代表取締役の権限が実質的には強過ぎて、本来の機能を發揮していないというような指摘もあるわけでござりますが、この法律の予定したような意味での取締役会の権限の発動というのも現実にはされてゐるわけでございまして、今後そういう意味での取締役会の監督機能というものが十分に機能することを私どもは期待したいというふうに思つております。

次に、監査役につきましては、四十九年にまた監査役に業務執行の監査権が与えられました。これは小会社については別でござりますけれども、中規模それから大会社については業務監査権が与えられているわけでござります。これにつきましても、四十九年改正以来、當業報告の請求権とか業務状況の調査権、あるいは取締役から報告を受ける権利とか子会社についての調査権とか、取締役会の出席権とか意見陳述権、それまでは監査役は取締役会に出席することはできなかつたのですけれども、出席権を認め、意見陳述権を認め、さらに五十六年改正で、必要があれば監査役が取締役会を招集することができる、こういうようなことを、あるいは監査役の免任についての意見陳述権等々の権限を与え、また監査役の報酬についても、その職務の重要性にかんがみまして、いろいろな費用請求権とか、特別な扱いをするというような制度を整備しているわけでござります。

そういう意味で、先ほどもお答えしましたけれども、監査役の権限の強化あるいはそれに伴う責任の重大性といふことにかんがみ、各企業における監査権におきましては、かなりその制度本来の権能を発揮しようといふことで、いろいろな研究、検討を現にされつつあるといふに承知いたしております。

この取締役会に対する報告は、監査役の権利であると同時に義務であるといふになつておる監査役の有する監督権限を発動してこれを是正するというふうにいたしておるわけでござります。この過程でそういうことがわかるということになり、ますと、取締役会に報告する義務がある。そして、さきにはまず取締役会に報告をするといふことが義務づけられております。会社の業務状況の調査等の行為をする、あるいはそういうおそれがあるといふようなことを認めるという、そういうような辺のことについてお話をいただきたいと思います。

○亀井(善)委員 今の御説明の中で、違法なものか。あるいはまだその責任問題や、あるいはまた年度を越して、前年度以前の行為、こういうこととであつた場合、これはどう対応するのか、この辺のことについてお話をいただきたいと思います。

○清水(滋)政府委員 監査役についてでございまして、もし権限は与えられてもその行使がしにくいことであれば、やすやすしくするような方法を考える必要があるということが実は今回の改正の動機の重要なものになつておるわけでございまして、もし権限は与えられてもその行使がしにくいこととであります。そこであれば、やすやすしくするような方法を考へる必要がありますといふことが実は今回の改正の動機の重要なものになつておるわけでございまして、そういうような面も考えます。

それにもかかわらず、御指摘のようにいろいろな不祥事が起つておるといふことも事実でございまして、そういうものを見ますと、もう少し監査役なり何なりがきちんとした監査をすればあるいは防げたのではないかというようなものも現にあります。しかもまた、このような方法によつても取締役が違法ない

し著しく不当な行為をするということがあつた場合には、最終的には監査報告書に記載して株主総会にこれを報告する、株主の判断にゆだねる、こういうようなことが求められているわけでございます。まして、これらのすべてについて監査役が任務を怠る、あるいは以上の権限を適切に行使しない、それについて監査役に不注意があつたというようなことになりますと、損害賠償責任等の責任が生ずることになるわけでございます。

実は、そういう取締役の違法行為が当該決算年度、当該営業年度ではなくて過去のものであつたというようになりますと、これは事前にそういうものを差しとめるということはできませんから、それによって実は会社に損害が生じていたということになりますと、会社のために当該取締役に対して損害賠償の請求をする、場合によっては訴え提起することが、監査役の名においてできることができる、こういうふうなことになりますと、それが確かに現実にはうまく行使されない。つい最近も新聞紙上にあらわれた事件でございますけれども、監査役みずからが積極的に不法行為をする、法令違反行為をするというような

同じようなことは、監査役ではなくて会計監査人、これは公認会計士、監査法人でございますけれども、一定の限度で報告義務があると同時に、そういう報告義務を怠る、これは監査役に対する報告義務でござりますけれども、そういう報告義務を怠るというようなことになりますと、会計監査人は会社に対して賠償責任を負うというような仕組みになつてゐるわけでございます。

そういう意味におきまして、監査役あるいは会計監査人については法律上非常に重要な権限が与えられており、それをまた適切に行使する義務がある、その義務を怠ると責任が生ずる、こういう仕組みになつておるわけでございます。

○鷲井(善)委員 今の御説明、制度的には大変整備をされておると思うのですよ。しかし、現実にはなかなかそれが行われていないということではなからうか。そういうことがいろいろの問題を起きておるのではないか。したがつて、今回このような改正をするわけありますけれども、このような改正の中でもそれが十分機能をする

ことになると期待をするわけでございますけれども、こうしたことから会社の不祥事、こういうものが既に先生十分御承知のこととございますけれども、結局今までの改正で監査役の権限とか責任といふのは大変重くなつてきたわけでありますけれども、それが確かに現実にはうまく行使されない。つい最近も新聞紙上にあらわれた事件でございますけれども、監査役みずからが積極的に不法行為をする、法令違反行為をするというような

ケースが出ておりました。

そういうことになりますと、やはりそれはそういう与えられた権限を適切に行使し得るような人を監査役に持つてくるということが非常に大事なことであり、それは結局企業の経営者の姿勢の問題にもつながつてくるということでございますが、そういうことは一応別といたしましても、私ども現実に監査の任に当たつている監査役さん方のいろいろな意見も聞きますと、一つには、自分の任期が取締役と同じ二年であるから、再任してもらえるかどうか、再任してもらうためにはどう

しかし、そうはいっても、私ども、システム的には、権限も責任もそれから行使の仕方もかなり制度としては整備したつもりでございますけれども、やはりこういう制度を適切に運用することができます。そのため監査役をそれぞれの企業が積極的に選ぶということが、結局は当該会社の利益にもつながるし、当該会社の社会的な評価を高めるゆえんになるだろうというふうに思つたところでございます。

しかし、全くそういうものと離れて監査役を選ぶ方法があるかということになりますと、これは実は難しい問題でございます。私どもの今までの、これは五十六年改正が中心でございますけれども、監査役をだれにするかという選任議案、これを株主総会へ提出するわけでございますけれども、この選任議案というのは取締役会において審議をされる、代表取締役の一存で決めるというわけではありませんで、取締役会において審議されるわけでございますが、監査役の選任等につい

て、任期を延ばしてほしい。今回これを三年にすることにいたしましたが、四年だという説もございました。あるいは、中には、二年で法律上再任を義務づけろ、こういうようなことをおつしやる方もありましたけれども、再任ということになりました、これは株主総会で選任する問題でございますと、これは株主総会で選任する問題でございましたので、最高の意思決定機関である株主総会で決定される。また、株主総会の委任状、これは提出をしても社長が掌握をするというような取締役会であるとかあるいは常務会、こういった監査役を選考する、候補者を決定する場合には、会長や社長の専権事項であつたり、あるいは監査役が適當であるかどうかというようなことについて意見述べができるという意見陳述権といふものを認めているわけでございます。また、その意見が通らなくて、そのまま株主総会に取締役会で決定された選任議案といふものが出来たという場合には、株主総会におきましても監査役は監査役の選任等について意見述べることができます。したがつて、実質的には、今のようないろいろのことをずっと進めていくわけございますけれども、その人事権といふものを代表取締役が握つておるわけでございます。

その面で、監査を受ける者が監査をする者を選ぶというよなことになるわけでございます。

ところどころもある。この際、やはり少數の監査役でい

るいろいろ物を言うというのはなかなか言いにくいので、人數をふやしてほしいというようなこともございまして、これを三人以上にする。大会社でございまして、そのうちの一人は社外監査役といふことで、会社に対し第三者的な立場からすればばね物を言えるような人を一人加える。それから、監査役会というようなものをつくりまして、組織的に行動する、組織的に会社に対応するというようなことができるようになります。こういうふうにいたしましたわけでございまして、今まで法律上与えられている権限を使いやくするという意味での今回の改正でございます。

○清水(進)政府委員 先生御指摘のように、監査を受ける方が監査役を事实上選ぶというような実態になつておるのではないかという御指摘、まさに大変重要な問題だらうと思うわけでございまして、この辺について考え方もあるうかと思いますけれども、あるいは外国ではどういう制度が、またあるいはその辺の事情、この辺のことについてお伺いをいたしたいと思うのです。

○清水(進)政府委員 先生御指摘のように、監査役会といふようなものをつくりまして、組織的に行動する、組織的に会社に対応するといふよう

す。

これは、実は監査役というふうに日本では訳さ

れていますけれども、ちょっと意味合いが違う

わけでございます。しかし、大体類似ということ

も言えるかもしませんが、イギリスとかアメリ

カには監査役制度自体がございません。アメリカ

は、取締役会において会社の業務執行監査をす

る、こういうことが前提でございます。あとは

株主の直接監査と申しますが、株主の会計帳簿閲

覧等を通じていろいろな会社の業務の適正を図る

というような形になつております。そういう意味

では個々の株主の権利が非常に強いものになつて

おります。日本では監査役制度がござりますので

相対的に株主の個々の権利は弱められておる、こ

ういうことが言えるわけでございます。

アメリカ、イギリスにはございませんけれども、

フランスでは、監査役はやはり株主総会にお

いて選任されるということになつております。選任

されるにつきましては、やはり選任議案とい

うのは会社側がこれを提案する、こういうことにな

ろうかと思います。

それから、ドイツでは監査役は株主総会におい

て選任されるということでございます。この選任

の議案につきましても、会社の執行部の方で選任

されるつくづくということになるわけでございま

す。

○鷲井(善)委員 現実の監査について、私も、大

分古い話ですけれども、サラリーマン、会社員の

経験があるわけでもございます。実際監査をする

環境が必ずしも整つていないんじゃないかなからうか。

監査役室といふかそういうところに異動で回され

ると、どうもサラリーマンとして余り意欲がなく

なつた、窓際のような感じを受ける、こういうよ

うこと。そういう面で人事考課というかその辺

のことも、余り監査役の人に考課権がないのじや

なかろうか。したがつて、いろいろな情報の収集

というかそういうものが極めて困難な状況にある

のではなかろうか。したがつて、少なくとも会社

の重要ないろいろな情報を自動的に監査役のとこ

ろに流れるよう、システム的な、あるいは法制

化がある面では必要なことというようなことも考

えられるわけでございますけれども、この辺のことについていかがでございますか。

○清水(謙)政府委員 これも、監査役が選ばれま

して監査役が一人で監査をするということは現実

の問題として不可能でございますので、これまで

も、取締役等に対して営業の報告を求めたり、あ

るいは会社の業務、財産の状況をいつでも調査す

ることがでできるといふことになつていま

す。それから、使用人に対してもそういうような

報告を求めることができ、こういうことについた

しております。子会社に対してもそういうよ

うな営業報告を求める調査をする権限を認めてお

ります。

監査役制度が強化されて以来、少なくとも、例

えば上場企業等におきましては、そういうたよ

うな形でスタッフの強化に努めておられる。あるい

は、先生が昔会社に勤められたころの監査役のあ

けれども、もつと権限の強い、実質的には会社の

業務執行の最高機関である、こういう性格を与え

られておりますのでちょっと違つて違う、こういうこと

が言えようかと思います。

○鷲井(善)委員 現実の監査について、私も、大

分古い話ですけれども、サラリーマン、会社員の

経験があるわけでもございます。実際監査をする

環境が必ずしも整つていないんじゃないかなからうか。

監査役室といふかそういうところに異動で回され

ると、どうもサラリーマンとして余り意欲がなく

なつた、窓際のような感じを受ける、こういうよ

うこと。そういう面で人事考課というかその辺

のことも、余り監査役の人に考課権がないのじや

なかろうか。したがつて、いろいろな情報の収集

というかそういうものが極めて困難な状況にある

のではなかろうか。したがつて、少なくとも会社

の重要ないろいろな情報を自動的に監査役のとこ

ろに流れるよう、システム的な、あるいは法制

化がある面では必要なことというようなことも考

えられるわけでございますけれども、この辺のことについていかがでございますか。

○清水(謙)政府委員 平成二年改正で最低資本金

あります。

先ほど来申し上げております日本監査役協会の議論などを聞いていますと、相当熱心にいろいろな方面にわたって研究、検討を重ねて、有効な監査をするにはどうしたらいいかというようなこと

で、監査役の方々自身が非常に悩み、かついろいろ検討されているというような状況が率直にわかるわけございません。この辺のことは難しいかもしれませんけれども、着実な進歩を私どもとしては期待をしているという状況に現在はあるわけございます。

○鷲井(善)委員 先ほども、津島委員の御質問の中にも自社株取得の問題の件がございました。これは、ちょうど二月十六日の日経新聞に大きな見出しで出ておりまして、大変難しいいろいろの問題を抱えておるわけでもございます。ぜひ前向きに、また、大変難しいことでございますので慎重にお考えを早急におまとめをいただければ、このように御要望を申し上げる次第でございます。

それに関連いたしまして、実は、前回平成二

年度の商法改正の中でも最低資本金の問題につい

ていろいろ議論がなされたわけございまして、

株主会社が一千万円、あるいは有限会社が三百

万、五年間の猶予期間、こういうことがあります。

一千万円以下の会社が六十万も七十万もある、こ

ういうようなことで、早くそのような体制にしな

ければならないわけでもございます。

そこで、最低資本金に達するまでに株式会社で

はその資本組入れに所得税の非課税の特例措置が

あるわけでございます。同じようなことをするわ

けでございますけれども、有限会社についてはそ

れがないというようなことで、若干公平性を欠く

面があるのでなかろうか。このことについて自

民党も、昨年も税調で検討項目というようなこと

にいたしておるわけでもございます。この特例、

いわゆる有限会社の措置について何とかすること

ができるないものかどうか。ちょっとこのことにつ

いてお伺いをしたいわけでございます。

○清水(謙)政府委員 平成二年改正で最低資本金

制度を導入いたしました。株主会社は一千万、有限公司は三百万ということにいたしました。株式会社の場合には一千万にするために新規に増資をしてもよろしいし、それからわゆる法定準備金としていることはその際認められた配当可能な利益による

資本組入れという形で、つまりそういう資本組入

れという形で登記をいたしますと、そのときの登記の登録免許税だけ済むということになるわけ

ございます。ところが、有限会社については、実

はそういう利益準備金の制度等もございますけれ

ども、そういう準備金も資本に組み入れるという

制度がないわけでございます。ですから、一たん

もし増資をしようとしたとしますと、有限会社の社員が

はそういう利益準備金の制度等もございますけれ

ども、その配当を受けたその配当に税金がかかる、

今度はその税金を払った残りの配当金で出資して

増資の登記をする、その際に増資の登記の登録免

許税が軽減されるということになるわけでござい

ますけれども、そういう意味では有限会社の方が

不利益である、こういうような御指摘があつたわけ

でございます。

私ども、有限会社についてそういう利益準備金

等の資本組入れの制度がないという理由といたし

ましては、有限会社というのは資本の総額とか出

資一口の金額とか各社員の出資の口数というの

等の資本組入れの制度がないという理由といたし

ますけれども、その資本組入れに所得税の非課税の特例措置が

あるわけでございます。同じようなことをするわ

けでございますけれども、有限会社についてはそ

れがないというようなことで、若干公平性を欠く

面があるのでなかろうか。このことについて自

民党も、昨年も税調で検討項目というようなこと

にいたしておるわけでもございます。この特例、

いわゆる有限会社の措置について何とかすること

ができるないものかどうか。ちょっとこのことにつ

いてお伺いをしたいわけでございます。

○清水(謙)政府委員 平成二年改正で最低資本金

制度を導入いたしました。株主会社は一千万、有限公司は三百万ということにいたしました。株式会社の場合には一千万にするために新規に増資を

してもよろしいし、それからわゆる法定準備金

としていることはその際認められた配当可能な利益による

資本組入れという形で、つまりそういう資本組入

れという形で登記をいたしますと、そのときの登記の登記免許税だけ済むということになるわけ

ございます。ところが、有限会社については、実

はそういう利益準備金の制度等もございますけれ

ども、その配当を受けたその配当に税金がかかる、

今度はその税金を払った残りの配当金で出資して

増資の登記をする、その際に増資の登記の登記免

許税が軽減されるということになるわけでござい

ますけれども、そういう意味では有限会社の方が

不利益である、こういうような御指摘があつたわけ

でございます。

私ども、有限会社についてそういう利益準備金

等の資本組入れの制度がないという理由といたし

ましては、有限会社というのは資本の総額とか出

資一口の金額とか各社員の出資の口数というの

等の資本組入れの制度がないという理由といたし

ますけれども、その資本組入れに所得税の非課税の特例措置が

あるわけでございます。同じようなことをするわ

けでございますけれども、有限会社についてはそ

れがないというようなことで、若干公平性を欠く

面があるのでなかろうか。このことについて自

民党も、昨年も税調で検討項目というようなこと

にいたしておるわけでもございます。この特例、

いわゆる有限会社の措置について何とかすること

ができるないものかどうか。ちょっとこのことにつ

いてお伺いをしたいわけでございます。

○清水(謙)政府委員 平成二年改正で最低資本金

じたのだろうと思うわけでございます。

私どもいたしましては、有限会社法の全面的な見直しの中で、実は有限会社といつても小さな有限会社もございますけれども、はるかに大きな有限会社もあるわけでございまして、ちょっとした株式会社よりかかるに大きい有限会社が現実にござります。そういうような会社もございますので、今後の検討課題としてそういう資本組入れ制度というものを有限会社についても考えたらどうか、実はそういう検討項目ということで外部にも発表している制度でございます。そういうものが実現するかどうかこれから研究次第というごとにになりますけれども、さしあたってこういう制度はございませんために、先生御指摘のような商法の面から申しますと、バランスをとるのは現行法ではなかなか難しいのかなというような感じをいたしましたので、私の方から若干だけつけ加えさせていただきます。

○渡辺説明員お答え申し上げます。  
ただいま民事局長の方から詳細な御答弁がございましたので、私の方から若干だけつけ加えさせていただきます。

今民事局長から御説明ございましたように、有限公司につきましては、株式会社と異なりまして、有限公司法上、利益または準備金を資本に組み入れるということが制度的に認められないという事情がございます。したがいまして、増資に充てるためとはいへ、有限公司が行います配当は通常の配当そのものでございますことから、株式会社のみなし配当に係る特例措置と同様の措置を有限公司にも当てはめるということが困難でございました。

なお、株式会社におきましても、利益積立金を株主に配当してその金額を増資に充当した場合は、最低資本金に達するまでの増資でございまして、課税されるということになつておるわけでございます。したがいまして、私どもいたしまして、有限公司につきましても税法上株式会社と同様の措置を講ずるためには、商法あるいは有限公司の措置がなされることがどうしても必要で

あるというふうに考えておる次第でございます。

○鶴井(善)委員 持ち時間が来たわけでございますけれども、ちょっと地元の問題について、長い懸案の問題が一つございますので、きょうは大臣での、今後の検討課題としてそういう資本組入れ制度というものを有限会社についても考えたらどうかといふことで、ようやく合意ができるか、実はそういう検討項目ということで外部にござります。そういうような会社もございますので、今後の検討課題としてそういう資本組入れ制度といふのを有限会社についても考えたらどうか、実はそういう検討項目ということで外部にも発表している制度でございます。そういうものが実現するかどうかこれから研究次第というごとにになりますけれども、さしあたってこういう制度はございませんために、先生御指摘のような商法の面から申しますと、バランスをとるのは現行法ではなかなか難しいのかなというような感じをいたしましたので、私の方から若干だけつけ加えさせていただきます。

○渡辺説明員お答え申し上げます。  
ただいま民事局長の方から詳細な御答弁がございましたので、私の方から若干だけつけ加えさせていただきます。

○飛田政府委員 持ち時間がございましたが、小田原市に少年院がございまして、昭和四十五年、もう二十数年前から地元の市議会ではこの撤去の陳情を受け、議会で採択された経緯もございます。今少年院が大変老朽化をいたしております。新幹線からのぞくこともできるような場所、駅から本当に五、六分のところにあります。市のいろいろの再開発等々からは十分考えられる場所であるわけでございますが、現在のその少年院はいつごろお建てになつて、現在何人ぐらいおられるものが、あるいは時々この職員の宿舎の建設等々が予定をされるようになりますけれども、まずその辺の計画なり現状、このことについてお話をいただきたいと思います。

○飛田政府委員 確かに今お話をございましたよ

うに、この小田原少年院は大正十三年から昭和二十年代にかけまして建築されました主として木造を中心とする建物でございまして、耐用年数は既に経過して老朽化が著しく、維持管理も限界に達しているような状況でございます。

○鶴井(善)委員 大変老朽化しておりますが、何を心掛けておられたのでしょうか。今お話をございましたが、小田原市の方も、地元の大反対があつたところを、七百五十メートル、せっかく合意ができたわけですが、今までの法務省が合意をされた場所を求めることができないか、こういう努力を今されておるところであると思いますけれども、ぜひ法務省当局も、現在合意をされた場所でなければというようなことで、学校教育や面会だとかも道路などいろいろな問題で支障があるといふことを御指摘されているようでございますけれども、せひ法務省当局も、北側に面したような格好になつて、現在、もう一回検討していただけませんか、ここはちょっとできませんよということを小田原市の方にお願いしているところでございまして、現在、もう一回検討していただけませんけれども、土地の条件も、建物を建てるのにどうも余りうまくないというようなこともありますけれども、余りうまくないというようなことは十分わかるわけでございます。その中で実は移転の問題が市内で出てまいりまして、この対策協議会、もう五十数回、昭和四十五年以降ずっと市議会はいろいろ対策を考えておるわけでございますが、昭和五十七年に小田原市の上町といふところに移転をする、その少年院の移転先につきましては非常に問題が出来まして、市民の合意を得る

意をいただいてきて、またその煮詰めをしたわけ

でございますが、現実にその場所ということに固定をされますとまた地元も反対をするというようなことで、また七百五十メートルくらい先のところはどうかということで、ようやく合意ができるかもしれません。あわせて市はその地域の町づくりをければ、このように考るわけでございます。

実は小田原市に少年院がございまして、昭和四十五年、もう二十数年前から地元の市議会ではこの撤去の陳情を受け、議会で採択された経緯もございます。今少年院が大変老朽化をいたしております。新幹線からのぞくこともできるような場所、駅から本当に五、六分のところにあります。市のいろいろの再開発等々からは十分考えられる場所であるわけでございますが、現在のその少年院はいつごろお建てになつて、現在何人ぐらいおられるものが、あるいは時々この職員の宿舎の建設等々が予定をされるようになりますけれども、まずその辺の計画なり現状、このことについてお話をいただきたいと思います。

○飛田政府委員 確かに今お話をございましたよ

うに、この小田原少年院は大正十三年から昭和二十年代にかけまして建築されました主として木造を中心とする建物でございまして、耐用年数は既に経過して老朽化が著しく、維持管理も限界に達しているような状況でございます。

○鶴井(善)委員 大変老朽化しておりますが、何を心掛けておられたのでしょうか。今お話をございましたが、小田原市の方も、地元の大反対があつたところを、七百五十メートル、せっかく合意ができたわけですが、今までの法務省が合意をされた場所を求めることができないか、こういう努力を今されておるところであると思いますけれども、ぜひ法務省当局も、北側に面したような格好になつて、現在、もう一回検討していただけませんか、ここはちょっとできませんよということを小田原市の方にお願いしているところでございまして、現在、もう一回検討していただけませんけれども、土地の条件も、建物を建てるのにどうも余りうまくないというようなことがありますけれども、余りうまくないというようなことは十分わかるわけでございます。その中で実は移転の問題が市内で出てまいりまして、この対策協議会、もう五十数回、昭和四十五年以降ずっと市議会はいろいろ対策を考えておるわけでございますが、昭和五十七年に小田原市の上町といふところに移転をする、その少年院の移転先につきましては非常に問題が出来まして、市民の合意を得る

おかげで国の仕事に非常に困ります、あるいは施設の運営が非常にできにくくなりますというよう

なことがない限り、できるだけ御要望に沿おうと、いろいろな交渉の結果、この地、この地という

ことを私どもの立場から検討してまいりました結果、この地なら大丈夫だというような土地の御提示がなかなかなくて、昭和五十七年に御提示がありました。あわせて市はその地域の町づくりを積極的に進める。法務省当局もこの七百五十メートル先のところではいろいろ問題がある、このように御指摘をされておるわけでございますが、やはり新しい町づくり、今は山合いのところでござりますけれども、小田原市あるいは東名の秦野中井インターからも大変道路が整備されて環境もいい場所ではなかろうか、私はこのように考るわけでございます。

〔星野委員長代理退席、委員長着席〕

今法務省と小田原市当局と若干その辺の接点ができるいかどうか。今までの法務省が合意をされた場所を一メートルも動かすことはできない、また小田原市の方も、地元の大反対があつたところを、七百五十メートル、せっかく合意ができたわけですが、今までの法務省が合意をされた場所でなければというようなことで、学校教育や面会だとかも道路などいろいろな問題で支障があるといふことを御指摘されているようでございますけれども、ぜひ法務省当局も、現在合意をされた場所でなければというようなことで、学校教育や面会だとかも道路などいろいろな問題で支障があるといふことを御指摘されているようでございますけれども、せひ法務省当局も、北側に面したような格好になつて、現在、もう一回検討していただけませんか、ここはちょっとできませんよということを小田原市の方にお願いしているところでございまして、現在、もう一回検討していただけませんけれども、土地の条件も、建物を建てるのにどうも余りうまくないというようなことがありますけれども、余りうまくないといふことは十分わかるわけでございます。その中で実は移転の問題が市内で出てまいりまして、この対策協議会、もう五十数回、昭和四十五年以降ずっと市議会はいろいろ対策を考えておるわけでございますが、昭和五十七年に小田原市の上町といふところに移転をする、その少年院の移転先につきましては非常に問題が出来まして、市民の合意を得る

おかけで国は仕事に非常に困ります、あるいは施設の運営が非常にできにくくなりますというようなことがない限り、できるだけ御要望に沿おうと、いろいろな交渉の結果、この地、この地といふのを私どもの立場から検討してまいりました結果、この地なら大丈夫だというような土地の御提示がなかなかなくて、昭和五十七年に御提示がありました。あわせて市はその地域の町づくりを積極的に進める。法務省当局もこの七百五十メートル先のところではいろいろ問題がある、このように御指摘をされておるわけでございます。

○飛田政府委員 時間がないところで、十分御説明を尽くし切れないかもわかりませんけれども、國の土地で國の施設が、少年院といふ社会的には非常に重要な仕事をしているわけでございますが、その土地が小田原市としてはどうしても必要なことで、ほかに移転してくれといふ御要請があります場合は、私どもとしては、移転した

えれば、私は十分可能な場所だと思うのです。地元もそれなりの対応をしておるようでございますけれども、法務省におかれましても、やはり前の場所とそれほど違わない、また小田原市の都市づくり、こういうこともいろいろ前提にあるわけでござりますので、ぜひひとつ十分検討していただきたいとお願いを申し上げて終わります。

ありがとうございました。

○浜野委員長 太田誠一君。

○太田委員 大変長時間既に審議を続けておりましたが、実は今回の商法改正の中で、社債にかかる部分は実に延々八年ぐらいかかっている。八年前に自民党の中に商法に関する小委員会というものをつくりまして、そのときに半年ぐらいかけて、社債の発行市場というものがやや気軽に社債を発行できるような状態がないということが現実にあります。

日本の大企業の大きな株式会社というのは、いずれもその窮屈な日本の発行市場を利用せずに海外で発行する。そして、日本の社債を買う投資家もわざわざヨーロッパまで行って買うというふうなおかしなことが続いてきたわけでありまして、たしかおととどは、国内の普通社債の発行というのがゼロになつたというふうな異常な事態があつたわけでございます。そういう問題意識のもとに社債発行にかかる法改正を問題提起させていただいて、この法改正になつたということでありまして、非常に長い時間をかけて御努力をいただいたわけでございます。

それと比較して、今回のもう一つの柱であります監査役の権限強化というテーマについては、実は非常に敏速な対応をしていただいたというふうに思っております。

というのは、実はこの監査役の権限強化というのは古くて新しい問題でありますし、特におどろきの証券不祥事の際に大きな証券会社で起こったいろいろな出来事、あるいは金融機関で起つた出来事、あるいは新聞にはそういうふうに大きく報道されなかつたけれども、あのバブルの時代にそれ以外の多くの一般の企業においても非常識な

不動産投資が行われておつて、そういうた事柄について、いわゆる会社の中の監査役はどういう役目を果たしてきたのかということを聞くために、監査役協会というものがあるので、その代表をお招きしてその所見をお伺いしたところ、私たちにはほとんど発言力はありませんというような本音のお話があつたわけであります。

一部はこれは会計監査にかかわるテーマでもありました。損失補てんのようなことは会計監査にかかわる世界でありますので、公認会計士協会にもおいでをいただいてお聞きしましたけれども、法律に触れるかどうかわからないことについて自分たちは監査はできないんだというような言葉であります。

そこで、社債に關係をした法改正を問題提起いたしましたときと同じように、我が党の小委員会において法務省に対して、監査役の強化ということを具体的に取り組んではどうかということです。項目かの問題提起をいたしたわけでありまして、今回ほぼその内容に対応をした改正案が出されました。ということは、非常に高く評価をするものでございます。

そこで、本来この監査役の機能を強化するといふことははどういうことであるかといふと、既に何人かの同僚議員から質疑、質問あるいは發言がございましたように、本来は監査役制度を強化することには監査役の独立性を強化するといふことになるわけでありまして、選任の方向についてももちろんさまざまな工夫の余地はあるわけありますけれども、それよりも何よりも以前に、そ

したけれども、結果として、直近の五年間その会社の従業員でなかつたということをもつて社外監査役の一つの条件といたしたわけでございます。しかし、社外から選任される監査役というのはあくまでも社外であつて、本来は純粋に社外であることことが望ましい。すなわち、一度もその会社の従業員でなかつた人が望ましいという、法律の精神はそこにあると思うであります。この点いかがでしょうか。

○清水(満)政府委員 監査の適正を期す、こういう意味で、監査制度が有効に機能するにはどうしたらよろしいかということが基本的な問題であることがあります。

今回、会社の業務執行等に一定期間関与しなかつた者の中から最も低一名はこれを選任する、こうしたことでの要件を五年といふことにいたしました。このとおりにいたした趣旨は、先生御指摘のように、会社の業務執行から距離を置いた立場で物事を客観的、公平に見ることができる人という意味と同時に、会社の経営執行部、代表取締役を初めとする取締役等の経営執行部の影響力を受けないで、適正な意見を表明することができる人を置く、こういうことがその目的にあるわけでございます。

そういうような観点から見ますと、非常に有能な人材ということが前提になるわけでございますけれども、会社の執行部の影響力を受けなくて、公平な立場からきちっとした物事が言えるという点であれば、それは五年といふことではなくてもっとと長く、あるいは先生御指摘のように、今まで会社とはそういう使用者人といふような関係では全く関係がなかつた者ということであれば、な

あるべき姿あるいは理想論ということを考えますと、もちろん無能な人材であつては困りますけれども、有能に人材が得られるという前提であれば、それは会社との直接の関係、つまり、特に使用人として会社にあつたというような関係がない方が、ある意味においてはより理想的な社外監査役であろうといふふうに思うわけでございます。そういう意味におきましては、今回の立法はある意味においての妥協であるということも、これは申し上げざるを得ないわけでございます。

○太田委員 本来、これはそういうた証券不祥事が起きたということもありますけれども、それと同時に、今度の法改正にも盛り込まれておる代表訴訟制度を盛り込んだ日米構造協議の際に、アメリカ側から社外取締役の制度を導入すべしという申し入れがあつたようにお聞きをいたしております。それは何もアメリカ側が言つたからやるといふ必要はないのですけれども、やはり国際的にハーモナイゼーションといいますか、株式会社といふものはこういう要件を備えているものだというものが日本の場合とその他の国で違つていては、それこそまたいわゆる日本異質論みたいなものになるわけでありますから、筋の通つたアメリカ側の要求といふのは十分に考慮していかなければなりません。

また、あわせて、これは最近、何ヵ月か前でありますけれども、新聞に載つておきましたが、野村証券に対してアメリカの最大手の機関投資家から、社外取締役を置けという要請があつておるというふうなことが出ておりました。それはニードヨーク証券取引所の上場基準としてそういうものが、社外の取締役を置かなければならないという

ことができるということは十分に考えられるところだと思います。

私ども、ある意味においてはそういうような理想的な意見と、現実の会社、これの適用がある会社が約八千社でございますけれども、そういうような会社の意見等を見ますと、五年でも長過ぎるかどうかということについて大論争があります。

ことを上場基準としておるよう、自由主義社会の株式会社のあり方としてはそれが常識的なチェック・アンド・バランス、株式会社の中の非常に大きな大企業であつて、その経営の執行部というの大変大きな社会的な権力を持つわけでありますから、それに対して何らチェック・アンド・バランスの機能が働いていないということはゆるぎ問題だと思いますので、私はその方向に進めていくべきだと思います。

現実の経済界がそのような社会的な要請といいますか、国際的な要請というもの踏まえて人達してくれれば、事実上そうなれば、実は何もこんな法律もつくる必要はないわけであつて、それを実行しないから、我々がこんな余計なことをしなければならないくなるわけでございます。

そこで、私は、今後は、法務省でそれをやられることを望ましいと思うのですけれども、やはりきちんと年に一回とかあるいは何年に一回とか、どれだけ大会社について社外監査役が、我々の言う本來の社外監査役が選任されているかどうかと、いうことを定期的に調査をして、その調査結果を報告するとか、そういうことを進めながら、現実にこの法律、法改正の精神がどれだけ経済界の中で受け入れられているかといふことを注意深く見守らなければいけないと思うのであります。そして、もし彼らの前進が見られないといふことになれば、これは再度この法改正について考えなければならないではないかといふうに思つてゐるわけでございますが、いかがでしょうか。

○清水(選)政府委員 先生御指摘のように、日本構造協議におきまして、アメリカ側の非常に強い主張として、社外取締役という制度を制度化せよ、取締役会の中にそういう社外取締役を含めた取締役で構成される監査委員会みたいなものをつくつて、それが会社の職務執行を監査するというようなシステムを日本は採用すべきではないかといふような問題提起がございました。それに対し

私たちとしては、日本には実は監査制度がないんだ、アメリカには監査制度がないんだ

けれども、いわばこの監査制度によつて会社の業務の執行の適正を監査している、こういうことを説いたしまして、取締役会というようなことを前提に考えるアメリカの議論とはその辺はちょっとかみ合いませんということで理解を求めたわけ

でございます。

しかし、では監査制度の中に社外監査役みたい

なものを考えるべきではないかということが当然

つたわけでございます。

先ほどお答えしたかもしませんけれども、

今は、昭和五十年の会社法の根本改正についての問題提起のときに、いわゆる社外重役制度につい

てどう考えるかとか、あるいはこれと監査役制度

についての関係をどう考えるかといふような問題

提起をして、アンケートをとつております。それ

は昭和五十年にそういうことをいたしているわけ

でございます。いろいろ経済界の反応がありまし

て、かなり消極的な意見が強かつたといふのが、何

はつきり申し上げまして、その実情でございます。

私どもとしては、今回、こういった形で社外監

査役というものを導入した商法が幸い国会を通過

いたしまして施行されるという曉になりました

から後で時間があればお聞きしようと思つておりますけれども国際会計基準のことも、共通した一

つの哲学を持って考えるわけであります。要は、

株主の権利というか株主の利益というものが尊重

されるためにはどうしたらいいのだろうかという

根本的な問題があつて、それと裏腹のことになる

わけではありませんけれども、我が国の証券市場でも

暴落した途端に証券界の方から、個人株主を大事

にしなければならない、そういう手当てをしなけ

ればいけないという話が必ず起きてくるわけでござります。

自社株のことこの監査役制度の問題も、それ

のではないかというふうに思つております。

監査役は株主の意見というか、株主の立場に立

つて会社の仕事を監査するわけですけれども、そ

の株主というのは何万人とか何十万人いて、不特

定多数の人であつて、実は見えないわけですね。

すると、不特定多数人の常識といふものを反映

して業務の監査をするという事になるわけです

から、これはある意味では公共的な利益といいま

すか、パブリックインタレストというものを考

える人がむしろ監査役になつた方がいいのではないか

かといふふうに考えております。

そうすると、しばしば法制審議会などで、この

監査役の人的供給源がないといふことが時として

発言が出るといふふうに仄聞をいたしております

けれども、本来は、もし公的部門にいる公務員で

あつた方が監査役になるということになれば、

監査役の人的供給源はそこにあるわけであります

。ですから、そのようになれば、民間企業に対

してパブリックセクターにいた人たちがかかるわ

ボジションといふのははつきりしておるわけであ

りますして、すぐれた人材がリタイアした後もきち

んと社会的に有用な役割を果たせるといふことに

なるし、また監査役の独立性といふ意味でもそれ

が一番望ましいのではないかといふふうに私は考

えております。

そういう実態調査の過程の中でも当然そういう結

論は出てくるかと思ひますけれども、フォローは

いたしてみたい。そうして、それがどういうよう

いう監査役の実態調査をやっておりますので、

その結果を監査制度の中で生んでるかといふこと

も検証してみたい。それを踏まえて、さらに必要

な改正事項があるということであればこれはまた

任される人は、例えば公務員であつた人とか、何

かの会計専門家としての資格を持つておるとかあ

ります。

あるいは法曹界の資格を持つておるとか、将来の課題としてはそういうふうな制限を設けた方がいいのではないかと考えております。監査役制度について

は、そのようなことを考えておるということ

で終わらせていただきます。

次に、自社株のことについても少しお聞きをいたしたいと思うのでございます。

自社株のことこの監査役制度の問題も、それ

から後で時間があればお聞きしようと思つております。

監査役は株主の意見というか、株主の立場に立つて会社の仕事を監査するわけですけれども、そ

の株主というのは何万人とか何十万人いて、不特

定多数の人であつて、実は見えないわけですね。

すると、不特定多数人の常識といふものを反映

して業務の監査をするという事になるわけです

から、これはある意味では公共的な利益といいま

すか、パブリックインタレストというものを考

える人がむしろ監査役になつた方がいいのではないか

かといふふうに考えております。

そこで、自社株のことなんですけれども、自社

株を取得するということは、およそ株式会社というものは、株式会社制度が誕生してから、どこの国でも、企業は大きくなる一方であつて、増資をし、資本を積み増していくことについては当然だらうということになつておる。ところが、実際には、こういうふうにいろいろなところで頭打ちになつてしまひますと、企業が縮小をすると企業が縮小をするといふときには、実際の仕事に必要な、その本来の業種で投資をすべきプロジェクトに比して企業内にあるキャッシュのフローが大き過ぎるということがあるわけでありまして、そうすると、企業内にあるキャッシュフローをそのままにしておかないで、株主の方に還元をして、株主の方はより成長性のある企業の方に投資をやりかえることによつて資金の配分といいますか、資本の配分を適正にするといふようなこともあります。

そうすると、それは配当をどんどんすればいいじゃないかといふことにもなるわけでありますけれども、配当による株主への利益還元といふことは一つの手段であつて、もう一つの手段として、自社株を買うことによってキャッシュフローを外に出すというか、株主に戻すという方法がある。二つの方法があるということだと思うでございります。そういう手段を与えておくことは、ひいては資金の効率的な配分にもなりますし、また株主の優遇策にもなるといふように言われているわけであります。

もう一つは、個人株主をふやそうとした場合に、個人株主といつたつて一体どういう人たちが個人株主たり得るのかということを考えてみると、我が国はこれだけ急角度で税率が上がる世界的にもまれな累進税率の制度をとつておりますので、あるいは相続税も大変税率が高いので、戦後四十五年近くたつて、個人の金持ちといふのは一時的には誕生するんだけれども、結局は抹殺されてしまつて、今我が国ではそんな飛びはねた大金持ちはいないわけであります。

かつては、財閥解体のときに解体した財閥の株をだれが持つたかといふと、企業家といふのはそのときは大体もう破綻しておりましたので、そのときの株は山林地主が分けて持つたということが言われております。当時は農地改革が行われておるときであつて、農民の大地主とか大金持ちというのは、それもまた制度的にばらばらになつておつて、山林は手がつかなかつたので、山林地主だけが大金持つたのでそこに割り当てたんだといふふうなことも聞いております。

これからそういう個人株主をふやそうと思つても、実際に特別な階級、山林地主といふようないくつかの階級はここにいなければならぬといふふうなことを、普通の人にはまだ持つてもらえるか。特に企業の従業員である人たちに株をたくさん持つてもらわなければならぬということだらうと私は思うのです。

そうであるとすれば、今、従業員持株制度といふのは我が国にもありますけれども、これには株を取得するタイミング、そしてまた会社が株を取得してからその値段で従業員に分配するわけではなくて、市場で獲得をしたよりも安い値段で株を分けたあげなくてはいけないといふような、制度上必ず会社が介入しないとの従業員持株制度といふのはうまく機能しないと言われておりますので、少なくとも従業員持株制度のような制度についても、少くとも従業員持株制度の適用など、企業資金の適切な運用など、敵対的な企業買収への対抗策としてこれを認めるべきだと、あるいは相互保有の解消のためのシステムとしてこのよくなことを考えるべきだといふふうに思つております。

○清水(滋)政府委員 商法のいろいろな制度が、株主の利益を重視するあるいは会社を構成する従業員の利益を重視する、こういうような一つの基本的な哲学の面に基づいてやるべきだというのは、まことにおっしゃるとおりだと思います。

自己株取得の制限の緩和ということにつきましては、現在私ども法制審議会で検討中でございますから、そもそも制限を緩和すべきかすべからざるべきか、あるいは緩和をするとすればどういうような形で緩和すべきなのか、それに伴う例えば弊害防護措置をどういうふうに講じたらいかといふような形での問題点を整理いたしまして、現に各関係方面に照会中でございます。そしてまた、去る四月の政府の総合経済対策によりまして「自己株式の取得及び保有に関する規制の見直しについて、次期通常国会までに結論を得、所要の対応をすべく検討を促進する。」ということでございますので、私もこれにのつとつて適切な対応をしたいといふふうに考えておるわけでございます。

そういうような議論の中では、どういう範囲内で自社株取得の制限を緩和するかといふいろいろな理由、株主への利益還元だと、従業員持株制度の運営の円滑化だと、ストックオプション制度の採用だと、企業資金の適切な運用だと、敵対的な企業買収への対抗策としてこれを認めるべきだと、あるいは相互保有の解消のためのシステムとしてこのよくなことを考えるべきだといふふうに思つております。

ただしかし、せつかくの利益消却の制度、これはみなし配当課税というような問題もございますけれども、商法の面で非常に手続が面倒くさいということでございますとなかなか実行しにくく定款にそういうことが記載されなければよろしい考え方があるようございます。原始定款になければならないのだというような説をなす人もありますが、最近は、定款変更の特別決議でした変更定款にそういうことが記載されなければよろしいというような考え方を述べる人が多くなつてゐるようには思ひます。

ただしかし、せつかくの利益消却の制度、これはみなし配当課税というような問題もございますけれども、商法の面で非常に手続が面倒くさいということでございますとなかなか実行しにくく定款の一つであると私どもは認識いたしております。

○太田委員 もう一つのテーマでありますディスクロージャーの問題、これも株主の権利を尊重するということにつながるのであります。企業内容がきちんとわかるということは、株主が投資家として判断をする場合の最も有効な材料を提供するわけですがございますから、ディスクロージャーということは大変大切なテーマだと思います。

そこで、このディスクロージャーのことについては、国際会計基準というものが最近話題になつております。つまり、国際会計基準といふのは、いわゆる国際業務、特に金融機関などが海外で資金を調達したりあるいは保証をするのですね。例えばアメリカの州が州債を発行するときの保証に日本の長期信用銀行が立つというようなことがあつて、そのときに、そういう保証に立つ以上、その保証をしている銀行そのものが内容を開示しておらなければいけないということがさまざまあつて、こいう仕事をやる場合には、国際業務にかかわる場合には少なくともこれだけの企業内容を開示しなければいけないというようなことで、さまざまなかな国間で合意が図られようとしているわけでございます。

それはまた翻つては、金融機関の問題でいえばいわゆるBIS規制、国際決済銀行の中でも新しく自己資本比率規制というものが数年前からやがましく言われるようになつて、そのことが今日の日本銀行の貸出態度に微妙な影響を与えるといふことも言われるわけでござりますけれども、そのことが今日の日本銀行の貸出態度に微妙な影響を与えるといふことでも、BIS規制導入後に、自己資本といううものについて、自分の会社の内容をきちつと開示せざるを得ないようだんだんなつてきております。

そういう国際会計基準、あるいは国際業務の方からくる企業内容の開示ということについて、これもまたきちんと勉強したわけではありませんけれども、新しく取り決めがなされ、各国の会計制度についての監督官庁間で合意が将来できるであろう、このような国際会計基準を認めることで合意に到達しそうな内容は、今までの日本の会計制度とどこが違うかといふと、一番典型的な会計制度とどこが違うかといふと、ある意味では似ています。

そうすると、従来の日本の会計制度は、確かにさざまな我が国の風土あるいは文化といったものもあるかもしれないけれども、その会計制度の

一つの有力な根拠になつておるのは商法でござります。

我が国の商法は、原価法、有価証券であれ

不動産であれ、資産の評価は取得原価で表示する

ことになつております。そのうちの有価証券に

ついて、国際会計基準の方では時価評価をした方

がいいということになつてゐるのだろうと思いま

す。

今日の我が国の商法の考え方は、経営者の安全

志向といいますか、経営者が、もし赤字が出たり

やや損なつた場合に、隠し財源があつて、含み益

をそこで出すことによつて赤字決算を回避すると

いうふうな方法をとる。特に経営者はそういうこ

とを望んでおる、自分の裁量権が大きくなること

を望んでおるのだけども、そのような保守性、

保守的な立場、経営者が裸になるような危険なこ

とを避けるために、商法もまた同じような考え方

をしておつて、取得原価主義をとつておるのだと

いうことが言われておるわけでござります。

それは一つの考え方であつて、人によつてはそ

れを商法の保守性といふうに表現する向きがあ

りますけれども、それは経営者の保守性、経営者

の自己保全を肯定しておるという意味の保守性で

あつて、商法の保守性じやないと私は思うのです

ね。

商法がどういう観点に立脚すべきかといふと、

そういうことを考えていいかどうか私わかりま

せん、そういう観点もあるかもしかねないけれども、それ以上に、株主を尊重し、株主の利益を考える、あるいは投資家の利益を考えるために、

より正確な企業内容の開示をした方がいいといふ

方が説得力があると私は思うのでござります。

こういう話をしていると、何か不動産の再評価

のことばかりを言つておるというふうに人々は受

け取り、そして何いかがわしいもののように報

道されるわけでありますけれども、決してそんな

ことはなく、要するにディスクロージャーと

いう観点から見て、その点で、資産評価あるいは

含み益を表示するといふことについて、も

し私が言つたような精神で商法ができるおるなら

ば、私は別の考え方もあるのではないかと思つております。

そこで、そのところが政策判断だと私は思つておりますので、もし将来そのような改正を行ふ、精神を変えるということであれば、商法に対して何か特例法をつくればいいのだということを

言つてもおりますし、まだ大蔵省が何かでやればいいのだということを言う人もおりますし、さま

ざまな説があるわけでござります。

戦争が終わった直後、昭和二十年代に続けて資

産再評価をやつたときは、あれは事実として不動

産の再評価を行なかつたわけでありまして、い

わゆる設備のたぐいの償却資産が事実上再評価の

対象になつたわけでござります。それは当然のこ

とであつて、不動産の再評価は別といたしまして

も、償却資産というのは、インフレ時期には再取

得のために償却を急に進めなければならなくなる

わけでありますから、それはむしろ奨励しなけれ

ばいかぬ。

他方で、そのようにして償却に引き当てるお金

を積めば税負担は少なくなるわけでありますから

課税をともにいいということになるわけであつて、課税ということと密接に絡んでいれば、それ

は大蔵省の法案にあるいはなるのかもしれない、

税法なのかもしれない。しかし、そうではなくて、

何もこれは課税と常に不可分のものではないわけ

であつて、いわゆるディスクロージャーの観点か

らすれば、これはやはり商法のテーマではないか

と思うのですけれども、いかがでしようか。

○清水(謹)政府委員 国際会計基準の問題と資産

の一種の再評価の問題、両方の問題が絡んでいる

御質問だと思います。

まず、有価証券につきましては、原則として取

得額によるといふうに、商法では原価主義を

採用いたしております。もちろん、取引所の相場

がある有価証券については、時価が取得価額より

著しく低くなつて、とてもまた取得価額まで回復

する見込みがないときにはその時価で評価するといふことになつております。

こういう基本的な考え方には、経営者の立

場あるいは株主の立場もそれはあるかもしれませんけれども、結局、企業体が有限責任で、要するに企業の資産だけが債権者に対する担保財産になつておるということから、いわゆる資本充実の原則というのが商法の大原則になつてゐるわけですが、そういう観点からそういう原則というものが採用されておるということが第一に言えます。

それからもう一つは、企業というものは営業年度

があるわけですから、一定の期間にどれだけ

の費用をつき込んで、どれだけの売り上げがあ

る、どれだけの収益がある、それによってその期

間に利益が幾ら生じたかという、いわば期間損益

の原則に立つておるというふうに言えようかと思

います。

例えばある土地を買つた。その土地が非常に値

上がりをした。最初、期末には十万円だつたけれ

ども、期首にはそれが一千万円になつた。では九

百九十万円の利益が上がつたかといふと、それは

どうじやないわけでございまして、たまたま評価

益は出でおりますけれども、企業活動の収益とし

ては、その一年間に一定の費用を投じて、それに

対応する収益が上がる。その収益から費用を差し

引いたものが損益で、その損益の中から株主に配

当するなり会社に積み立てをする、こういうよ

うな損益法の構造に株式会社法が立つておるとい

うことです。

例えば、この間も新聞で私知つたことではござ

いませんけれども、地価税の額といふのが、これは時

価ではなくて路線価格によつて地価税を恐らく納

付しているということだらうと思ひますけれども、

実際は、そういう公簿に記載されている取得

価額と全く違う價格で国税当局はそれを評価して

いくのだろうと思ひます。

そういうものを適正な価格に評価し直して、それを会計処理に反映させるということになります。どういう問題が出てくるのか私にもよくわからぬのでございますけれども、大ざっぱに申しますと、そういう評価をし直すことによって評価益というものが出てまいります。これを、益、利益だから、では株主に配当してしまいかということになりますと、これは不動産を売つて金にしてみんなに分けてしまわなければならぬということになりますから、そういうことにはならないのではないか。そういう評価益を、商法上の処理として、例えばかつての昭和二十五年の再評価法と同じように、再評価積立金という形にして資本に組み入れるような手当てが必要になるだろう。そういう意味におきましては、これは商法の特例法みたいなものが必要になつてると私は考えております。

もう一つは、不動産を評価し直すことによつてそこに評価益が出てくるということになります。

と、これは利益でござりますから、ではそれに対して所得税なり法人税なり、税金をかけるのかといたいものが必要になつてると私は考えておりました。

法務大臣にお聞きする時間がなかつたんですけども、今三つの点について申し上げましたが、個人株主を尊重するということで、この商法改正に際しまして、この機会に、もう何度もお考えを

ここに聞いておりませんけれども、改めてお考えを最後にお聞かせいたければ幸いでございます。

○後藤田国務大臣 先ほど来、太田さんから非常に専門的なお立場に立つていろいろな点についての御意見、御質疑を拝聴しておきましたが、今回の監査役の改正の効果が果たしてどのようになつていくのかよく見てもらいたいとか、あるいはまた社外重役といふものについていま少しく日本も拝聴いたしましたが、今後さらなる勉強をいたしたい、かように考えます。

○太田委員長 どうもありがとうございました。という危険な問題がありはせぬのかな、こういつたような感じもいたしましたが、いずれにいたしましても、いろいろな各方面にわたつての御意見をして、いろいろな各方面にわたつての御意見を拝聴いたしましたが、今後さらなる勉強をいたしたい、かように考えます。

○太田委員長 午後一時三十分に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十七分休憩

○浜野委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。本日は、内閣提出、商法等の一部を改正する法

案提起をされてゐるということございまして、私もそのういう研究会に参加させていただいておりますので、いろいろと御指導を仰ぎながら今後研究、検討を続けてまいりたい、こういうふうに考えております。

○太田委員長 このうう国際会議において、アメリカは取得原価と時価がほとんど違わない国なんどど時価と取得原価に乖離があつて、各國はそれを要求しておるんだということは言われるわけあります。いわゆる再評価、不動産についての再評価をすべしということを言つておるようござります。我が國も、それはした方がいいかどうかというのはまたそのときの政策判断なんですが、それでも、そのような手段が必要とあればいつでもその手段がそれるようにしておくことは悪いことではないのではないかというふうに思つてゐるところでございます。

法務大臣にお聞きする時間がなかつたんですけども、今三つの点について申し上げましたが、個人株主を尊重するということで、この商法改正に際しまして、この機会に、もう何度もお考えを

ここで聞いておりませんけれども、改めてお考えを最後にお聞かせいたければ幸いでございます。

○後藤田国務大臣 先ほど来、太田さんから非常に専門的なお立場に立つていろいろな点についての御意見、御質疑を拝聴しておきましたが、今回の監査役の改正の効果が果たしてどのようになつていくのかよく見てもらいたいとか、あるいはまた社外重役といふものについていま少しく日本も拝聴いたしましたが、今後さらなる勉強をいたしたい、かように考えます。

○太田委員長 どうもありがとうございました。という危険な問題がありはせぬのかな、こういつたような感じもいたしましたが、いずれにいたしましても、いろいろな各方面にわたつての御意見をして、いろいろな各方面にわたつての御意見を拝聴いたしましたが、今後さらなる勉強をいたしたい、かように考えます。

○太田委員長 午後一時三十分に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十七分休憩

○浜野委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。本日は、内閣提出、商法等の一部を改正する法

案提起をされてゐるということございまして、私もそのういう研究会に参加させていただいておりますので、いろいろと御指導を仰ぎながら今後研究、検討を続けてまいりたい、こういうふうに

考えております。

○太田委員長 このうう国際会議において、アメリカは取得原価と時価がほとんど違わない国なんどど時価と取得原価に乖離があつて、各國はそれを要求しておるんだということは言われるわけあります。いわゆる再評価、不動産についての再評価をすべしということを言つておるようござります。我が國も、それはした方がいいかどうかというのはまたそのときの政策判断なんですが、それでも、そのような手段が必要とあればいつでもその手段がそれるようにしておくことは悪いことではないのではないかといった疑問を付しながらの御質疑があつたと思ひます。

大変有益な御意見をここで承つたと思いますが、私は、会社法、商法等の現在の日本の建前の中には新しい経済の展開に即応をしてまだ考

えなきやならぬ点が相当あるのではないかといふふうな思いをしながら拝聴いたしましたが、我々の担当しておる面については十分勉強いたしました。こう思います。そういった際に、率直に言つて、一体日本の税法がどうなるんぢろうか。先ほど大蔵当局のお話では、何か関係ないというようなお話でしたけれども、自社株取得ですか、この場合には、私の常識ではやはりみなし配当課税といふ危険な問題がありはせぬのかな、こういつたような感じもいたしましたが、いずれにいたしましても、いろいろな各方面にわたつての御意見をして、いろいろな各方面にわたつての御意見を拝聴いたしましたが、今後さらなる勉強をいたしたい、かように考えます。

○太田委員長 どうもありがとうございました。という危険な問題がありはせぬのかな、こういつたような感じもいたしましたが、今後さらなる勉強をいたしたい、かように考えます。

○太田委員長 午後一時三十分に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十七分休憩

○浜野委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。本日は、内閣提出、商法等の一部を改正する法

案提起をされてゐるということございまして、私もそのういう研究会に参加させていただいておりますので、いろいろと御指導を仰ぎながら今後研究、検討を続けてまいりたい、

この際、一言ございさつ申し上げます。

参考人各位におかれましては、御多用中本委員

会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

両案について、それぞれのお立場から忌憚のな

い御意見をお述べいただき、審査の参考にいたしましたと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

御意見は、長岡参考人、盛田参考人、上村参考

人、家近参考人の順序で、お一人十五分以内に取

りまとめてお述べいただき、その後、委員からの

質疑に対しお答えをいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は、

その都度委員長の許可を得ることになつております。また、参考人は委員に対し質疑することが

できないこととなつておりますので、あらかじめ御承知おきをお願いいたします。

それでは、まず長岡参考人にお願いいたしま

す。

○長岡参考人 東京証券取引所の長岡でございま

す。

本日は、商法等の一部を改正する法律案の審議に当たりまして、意見を申し述べる機会を与えて

いただきましたことを大変ありがとうございました。

そこで、その御意見を拝聴いたしましたが、

その御意見によれば、この問題は、企業の長期資金の調達の場であり、国民の資産運用の場でございまして、それを通じ国民経済の円滑な発展に寄与するという役割を担うものでござります。

証券市場がそうした機能を果たすためには、投資者層の拡大、とりわけ多種多様な投資判断を有する多数の個人投資者の参入が不可欠であると考

えております。このような観点から、私どもは、個人投資者の増大のための諸施策を講ずるとともに、企業には、株主に顔を向けたと申しますか、株主重視の経営をお願いしてまいりました。このたびの商法改正は、企業が株主を大切にする必要があるという考え方方に根差したものであり、個人株主の増大にも資するものでありまして、証券市場の運営に携わる者として、意義深い改正であると考えております。

それでは、具体的な改正点につきまして、簡単に意見を申し述べたいと存じます。

まず、株主の権利強化に関する改正についてでございます。株主の帳簿閲覧権につきましては、一〇%以上の株式を所有する主要株主だけに認められる権利であることから、その要件が厳しく、また株主の代表訴訟につきましては、訴訟によっては株主の費用負担が多大であることなどから、株主がこれらの権利を十分に活用できないという指摘がございました。今回の改正は、こうした問題に対応するものであり、これらの権利を正当な目的のために行使することにより、執行機関に対する株主のチエック機能の充実に資することになると考えております。

次に、監査機能の強化に関する改正についてでございます。これは、私どもの立場であります投資者保護の観点からいたしましても、望ましいことであると存じております。

中でも、社外監査役制度の導入によって、チェック機能が強化され、企業の業務及び会計の一層の適正化を図ることができるものと考えております。しかしながら、改訂商法の施行に合わせ、全上場会社に対しまして、今回の改正の趣旨の徹底等について要請文を送付することを考えております。

また、上場会社の役員人事等は、私どもが要請しておりますタイムリー・ディスクロージャーの対象にもなっておりますので、社外監査役制度はいわば衆人環視のもとで適正に運営していくものと考えております。

次に、社債制度の改善についてでございます。我が国社債市場の問題点として、かねてより普段社債制度の改善は、私ども証券界が長年にわたってお願いしてまいりました事項で、これが実現することは喜ばしいことでございます。

我が國社債市場の問題点として、かねてより普段社債制度の改善は、私ども証券界が長年にわたってお願いしてまいりました事項で、これが実現することは喜ばしいことでございます。

我が國社債市場の問題点として、かねてより普段社債制度の改善は、私ども証券界が長年にわたってお願いしてまいりました事項で、これが実現することは喜ばしいことでございます。

我が國社債市場の問題点として、かねてより普段社債制度の改善は、私ども証券界が長年にわたってお願いしてまいりました事項で、これが実現することは喜ばしいことでございます。

ようお願い申し上げまして、私の陳述を終わらせたいと存じます。どうもありがとうございました。（拍手）

○浜野委員長 ありがとうございます。

次に、盛田参考人にお願いいたします。

○盛田参考人 経団連の評議員会副議長を務めております盛田でございます。

本日は、こうした国会の場におきまして、経界の一員いたしまして考え方を申し述べる機会を与えていただきましたことに厚く御礼を申し上げたいと存じます。

さて、商法は企業活動にとりましてはまさに基

本となる法律でございます。私どもは非常に大きな関心を持つてその動きを見守つてしましました。また、経済社会の変化及び昨今の急速な国際化の進展にかんがみまして、必要な法改正は時宜に適して行われることが極めて重要な課題となつてきていると考えております。今回の改正事項は、いずれも必要性の高い、また時宜にかなつたものでございます。せひとも早期に改正を実現していただきたいと存する次第でございます。

まず、今回の会社法の改正事項につきまして意見を述べさせていただきたいと存する次第でございます。

まず、今回の会社法の改正事項につきまして意見を述べさせていただきたいと存する次第でございます。

以上が、今回の法律改正案に関する私どもの意見でございます。

重ねて、今回の商法改正案は、株主の権利強化、監査機能の強化などを通じまして証券市場の健全な発展に資するものであり、同時に社債制度の改善により市場機能を強化するものであります。まことに時宜を得たものであると考えます。私どもいたしましては、本法律案が早期に成立し、役員者などいわゆる大物監査役の登用に努めることが、または監査役スタッフの充実を図ることなど、監査役の機能全般の強化を図ることを経団連は、今後とも証券市場の発展に御高配を賜ります

の会員企業に働きかけてまいりました次第でございます。

今回の改正措置は監査役の機能の充実強化を図る上でのベースとなるものでございまして、改正が実現をいたしました暁には、改正の精神にのつとりまして、社外監査役として最も適任と思われる者が選任をされ、監査の実効性の向上と監査役機能が一層強化されるように呼びかけてまいりたないと考えておる次第でございます。

同じく今回の改正事項として取り上げられました会計帳簿の閲覧権の見直しにつきましては、経済界の中には持株要件が三%では厳し過ぎるという意見もございました。しかしながら、経団連いたしましては、この際、株主の権利強化をさらに図るという観点から、権利行使のための手段となる会計帳簿の閲覧権につきましては、改訂案の形で見直しに応じるべきではないかと、いうことで経済界の意見を取りまとめるよう努めをしてまいりました。

なお、公開すべき企業情報の開示につきましては、単に開示内容をよやすというだけでなく、広く投資家の企業活動に対する理解を促進することが重要と考えております。経団連におきましては、インベスター・リレーションズ協議会というものを設置いたしました。これに協力をいたしまして、幅広い角度から企業情報開示の充実に取り組んでおる次第でございます。

また、代表訴訟につきましても、これは重要な株主の権利の一つでございます。権利の行使を妨げる制度的な要因があるとすれば、これを取り除く必要があると考えております。しかしながら、米国において散見をされますように、訴訟が起きまして社会的費用の負担の増加が起きるというようなことが全くないわけではございませんので、その点に関しましては多少懸念をしておる次第でございます。

以上の改正事項につきましては、確かに企業にとりまして苦い薬となる面もあるかと考えておりますけれども、しかし今後の我が国の企業経営の

あり方として、株主、従業員、顧客、協力企業、地域社会などの企業の利害関係者の理解を得ていいことは絶対不可欠のものでございまして、その意味からも今回の改正の趣旨を十分に生かした対応をしていかなければならないと考えておる次第でございます。

次に、社債にかかる改正でございますが、これはまさに私ども経済界が長年にわたって実現を要望してまいつた事項でございます。

まず第一に、社債の発行限度額の撤廃でござい

ます。発行限度規制につきましては、平成二年の商法改正におきまして緩和していただきましたが、なお相当数の企業におきまして社債による資金調達に支障が出ております。社債による資金調達の二大企業、中小企業を問わずますます高まっています。大企業、中小企業を問わずますます高まっています。また、欧米主要国におきましては発行限度規制は採用されておりません。企業法制の国際的整合性からも考えていただきまして、ぜひとも限度規制を完全に撤廃していただきたいとお願いをしたいのでございます。

もちろん、社債の発行につきましては、投資家の保護を図ることが最大の課題となつております。この点につきましては、近年、企業の情報開示制度の整備充実が進んでおります。この企業の情報開示制度が投資家に、より理解されやすいように、格付の整備充実が急速に進んでおります。経団連では、平成元年、広く市場関係者から成る格付についての懇談会というものを設けまして、格付定着のため具体的な方策を提言するなど、みずから先頭に立つて格付の普及定着を取り組んでまいっております。

第二は、いわゆる受託制度の見直しでございます。

現行の受託制度では、受託銀行が発行の段階から広範に介入してくるために、社債発行市場の活性化が阻害をされております。産業界ではかねてからその見直しをお願いしてまいりました。今回の改正が実現いたしますと、受託会社は社債の発

行段階に介入するのではなくて、欧米におけるようすに社債管理会社が発行後の社債の管理を行うものとなることを高く評価するものでございます。

また、社債を発行するに当たりまして社債管理会社を置くことが原則として強制をされますことは、投資家の一層の保護につながるものだと確信をしておる次第でございます。

今回、投資家保護の整備が進みますことに伴いまして、今後は、社債を発行できる適格会社の一層の拡大が行われていくと考えておる次第でございます。

冒頭において申上げましたように、商法は企業活動にとつてまさに基本となる法律でございます。株主・社債権者などの投資家、従業員、顧客、協力企業などいわゆる企業の利害関係者の権利に最大限に配慮していただきまして、健全な企業活動をバックアップする法律でなければならぬと考えておる次第でございます。また、日本の経済は急速に国際化が進んでおりまして、商法に關しましても、その国際的整合性につきましてさまざまな問題が出ておる次第でございます。

今後の商法改正に際しましては、これら商法を取り巻く諸事情に最大限の御配慮を賜りまして、必要な法改正はタイミングで行つていただきたい、切にお願いを申し上げる次第でございます。

残念ながら、今回の改正では先送りとなりましたが、自己株式取得規制の緩和、合併・分割法制度の整備は喫緊の問題と考えておる次第でございます。特に、自己株式取得・保有規制の緩和は、経団連にとりまして二十数年来要望してきたおります歴史的とも言える重要な事実でございます。かねてから私どもが主張してまいりました従業員持株制度の安定かつ円滑な運営のためにはもとより、企業経営の国際化への対応という観点からも、これを早期に実現していただく必要があると私は考えておる次第でございます。

我が国の企業の事業範囲が国際化するに伴いまして、商法などの法制度の国際的な整合性が必要となつてきております。こうした整合性の確保

は、法制度の違いによる摩擦や誤解を減少させるにとつながらります。自己株式取得の規制は、こうした例の一つでございます。諸外国ではさまざまなニーズから自己株式の取得が認められておりますが、前述の理由から、日本におきましても法制度の国際的整合性の観点から見ましてもぜひこれを認めていただきたいとお願いをする次第でございます。

また、従業員福祉のために、我が国において従業員持株制度をもっと充実させていきたいといふふうに考えております。これらの制度を安定かつ円滑に運営していく上からも、ぜひこの規制の緩和をしていただきたいと存じます。

さらには、企業を經營する者といたしましては、株式につきましては、発行と同じように、その回収も經營者の裁量にゆだねていただきたいということによりまして、彈力的な財務運営が可能となること考えております。その点を御理解いただきたいと存する次第でございます。御高承のとおり、株式の回収による一株当たりの利益や資産が増加をいたしまして、結果としては株主への利益還元にもつながると考えておる次第でございます。

もとより、私どもといたしましても、単に規制緩和を希望するだけではなくて、規制緩和に伴う弊害防止のための措置は当然に必要不可欠であると考えております。そこで、自己株式の取得にかかる緩和を要望するだけではなくて、規制緩和に伴う弊害防止のための措置は当然に必要不可欠であると考えております。その点を御理解いただきたいと存する次第でございます。

まず第一は、大変大づかみな話でまとめて恐縮でございますが、思ひますに、現在、我が国企業社会を支える二大法制度であります株式会社法と証券取引法の二法が、いずれも重大な理念的な転換期を迎えるつあるという点でございます。

株式会社法につきましては、そもそも会社はだれのものかという根本的な命題が問われております。とりわけアメリカで、行き過ぎた企業買収への反省から、今日では、会社は株主のものという命題を単純に繰り返すのではなく、会社をいかなるシステムで管理運営すべきかをめぐらまして盛んに議論が行なわれております。こうしたことはアメリカに倣うまでもなく、理論的に申しましても、一方において、合名会社のような無限責任を前提にし規模が小さくマーケットを持たない会社もある、あるいは他方において、公開制の株式会社のように株主が有限責任という最大の利益を享受メトリカに倣うまでもなく、理論的に申しましても、一方において、合名会社のような無限責任を

ひ早くしていただくようにお願いをしたいと存じます。

○浜野委員長 ありがとうございます。(拍手)

次に、上村参考人にお願いいたします。

○上村参考人 立教大学の上村と申します。

本日は、このような最も権威ある場所におきまして意見を述べる機会を与えていただきましたことをまことに光榮に存じております。

早速でございますが、このたび政府より提出されました商法の一部を改正する法律案を中心とすばうに考えております。これらの制度を安定かつ円滑に運営していく上からも、ぜひこの規制の緩和をしていただきたいと存じます。

さらず、企業を經營する者といたしましては、株式につきましては、発行と同じように、その回収も經營者の裁量にゆだねていただきたいということによりまして、彈力的な財務運営が可能となること考えております。その点を御理解いただきたいと存する次第でございます。御高承のとおり、株式の回収による一株当たりの利益や資産が増加をいたしまして、結果としては株主への利益還元にもつながると考えておる次第でございます。

もとより、私どもといたしましても、単に規制緩和を希望するだけではなくて、規制緩和に伴う弊害防止のための措置は当然に必要不可欠であると考えております。その点を御理解いただきたいと存する次第でございます。

まず第一は、大変大づかみな話でまとめて恐縮でございますが、思ひますに、現在、我が国企業社会を支える二大法制度であります株式会社法と証券取引法の二法が、いずれも重大な理念的な転換期を迎えるつあるという点でございます。

株式会社法につきましては、そもそも会社はだれのものかという根本的な命題が問われております。とりわけアメリカで、行き過ぎた企業買収への反省から、今日では、会社は株主のものという命題を単純に繰り返すのではなく、会社をいかなるシステムで管理運営すべきかをめぐらまして盛んに議論が行なわれております。こうしたことはアメリカに倣うまでもなく、理論的に申しましても、一方において、合名会社のような無限責任を

有限責任制は債権者の犠牲の上に成り立ちます。規模が大きいことは、多くの従業員、消費者、地域住民とかかわります。マーケットを形成していることは、多くの投資家を利害関係人といいます。そして、何よりも、こうした企業は、国民経済に必要な消費財、生産財、雇用、サービスを提供し、研究開発、技術革新の担い手ともなつて国民经济を支えております。そして、こうした企業がいかなるシステムのもとで運営されることによりその支配・管理の正当性が保障されたことになるのか、このことが今や真剣に検討されなければならぬ状況にあるようと思われます。

そして、その際、恐らくいかなる立場に立ったいたしましても、恒常的な公正確保システムとしての監査制度の充実がとりわけ重視されることは間違いないと思われます。しかし、それは単なる株主を中心とした自主的監視機構という位置づけからは離れまいります。株主は会社所有者としてアブリオリに尊重されるというよりは、数ある利害関係人の中でも最も重要な利害関係人としてこそ大いに尊重されるべきと思われます。

今回の改正案との関係で申しますと、社外監査役の導入、監査役会の法定といった方向はこうした理念の出発点として評価されるものであります。代表訴訟の訴額を確定不能なものと確認する改正も、代表訴訟が住民訴訟に似た高度に公益的な訴訟であることを認めるものにはかなりません。

次に、いま一つの基本法である証券取引法は、このたびの証券不祥事を機に、従来の証券会社の保護育成、投資家の保護という保護政策のための法から、マーケットの成立条件を整備し、マーケットの効用が国民経済全体に及ぶような見地への大きな理念の転換期にあると思われます。近時のたび重なる証券取引法の改正は、こうした理念の転換を如実に示すものと思われます。近いかしながら、こうした観点に立つて証券取引法制をしてとらえていくという方向は、我が国で

はようやく緒についたばかりであり、多くの真剣な努力がなされてはいるものの、将来にわたつて改善していくべきことは多く、既に改善を見た部分につきましても、それが真に実効性を持つて機能するかとなりますと、いまだ未知数というのが実情かと存じます。

株式会社法は、株式・社債の商品性につきまして一定の条件と仕組みを提供いたしますが、問題は、それを支えるマーケットがそれにふさわしい形で対応し得るか、市場メカニズムが信頼に値する段階に到達していると評価し得るかにあると思われます。商法が商品性を提供したワラントに市場の方がついてこれず、バブル経済を支える一方の主役の役割を演じたことは、最近の苦い教訓です。商法が提供する商品性を証券取引法上の例えばデスクロージャーのあり方と機的に関連づけて検討する体制をつくっていくことが求められています。

次の改正課題であります自己株式取得規制の問題も、先ほど盛田参考人もおっしゃっておられましたが、本来は証券取引法上のディスクロージャー、インサイダー取引規制、相場操縦規制の問題と一体のものとして評価されるべき問題と思われます。法律案の社債制度、とりわけ社債管理会社制度は我が国のマーケットの実情を慎重に評価しました上で提案されたものと思われますが、さらに金融機関のディスクロージャーの充実が不可欠の条件になつてゐるようと思われます。

以上のように、私は転機に立つて総合的に検討しておられます。

第二に、帳簿類閲覧請求権の持株要件を区分三とする提案も妥当なものと考えます。また、六ヶ月という保有期間制限がないことは、事実の調査・確認という、この権利の手段性、中立性によるものと考えられます。

第三に、監査役の任期を延長して三年とするこ

と妥当と思われます。大会社につきまして監査役の員数を三人以上とすることも、監査役会法定との関係から、また社外監査役制度導入のためにも妥当と考えます。こうした制度の適用を上場会社に限定するようにとの意見もあつたか聞いておりましたが、この問題は理論上マーケットの有無のときもあるようございますが、我が国がこうした事前の一網打尽的な大原則による対応を必要としたしましたのは、少なくとも從来は会社法、証券取引法による事後の個別救済法理による司法的な対応に十分な自信を持てなかつたことのぎりぎりの表現であります。もとより、個々の制度の妥当性を個別的に検討することは大切でございますが、こうした事情を考えると、事前の大原則を緩和する場合には事後の個別救済制度の充実を同時に図つていくことが大切かと存じます。

次に、具体的な問題について若干のコメントをさせていただきます。

第一に、代表訴訟制度は、原告が勝訴しましても個人的には何もメリットではなく、それだけに訴えを提起するだけでは訴訟と見られがちであり、株主がこれを提起しようというインセンティブは大変弱いものであります。竹内昭夫教授は、日本の代表訴訟を佐倉惣五郎のような義人の出現を期待している制度だとともおっしゃっておられます。しかも、大きな金額のより公益性の高い訴訟ほど印紙税のハードルが高く、あたかも公益性にとって重大的なものであればあるほど訴訟をあきらめさせるようになります。

たびの改正案は、印紙税の壁と訴訟費用の壁を取り払うものであります。重要な前進として評価いたしております。

第二に、帳簿類閲覧請求権の持株要件を区分三とする提案も妥当なものと考えます。また、六ヶ月という保有期間制限がないことは、事実の調査・確認という、この権利の手段性、中立性によるものと考えられます。

第六でございますが、社債の発行限度規制を維持すべきとの主張の論拠は、商法の世界で論議す

と妥当と思われます。大会社につきまして監査役の員数を三人以上とすることも、監査役会法定と度の運用をスムーズに行わせるための協議機関という性格が中心と思われますが、ともかくもこうした機関ができると自体を評価し得るよう思われます。これにより、将来的には状況に応じて監査制度を充実させるという立法上の選択肢が大きく広がつたと可能なよう思われます。社外取締役でなく社外監査役を実現させたことは、こうした方向性を示唆するものかもしれません。

る限り必ずしも強力ではないようと思われます。しかしながら、かねてよりこうした規制の撤廃は市場機関への信頼と投資家の自己責任原則の確立を待つて実施すべきとされておりましたところ、果たして現時点においてそうした条件が十分に整つたと言えるにつきましては、必ずしも完全に疑念を払拭し切れない実情にあるようと思われます。少なくとも、限度規制の撤廃を前向きのものとしてとらえていたためには、我が国企業法制の総合力、地力をトータルに向上させていくという意図を強く持ち続け、制度改善を一つ一つ実現させていくことが必要と思われます。

第七は、社債管理会社の問題でございます。ところで、マーケットで取引される金融商品の性格といたしましては、さまざまな条件が想定されま

す。例えは単位が均一であること、品質が同質であることなどです。

無担保社債は、確実な担保や保証のない分を財務制限条項、格付、社債管理会社といった制度の組み合わせと市場機能への信頼によつて、いわば対応していこうという商品でございます。担保付社債の場合はあるはずの担保が確実に存在することを保証するシステムが要求されますが、無担保社債は発行企業の信頼性を生命線とするものでござりますので、本来企業情報が完全に開示され、効率的で手厚い市場が存在していれば社債管理会社は不要のはずでございます。しかし、それゆえに社債管理会社は要らないということにはならないようと思われます。

我が国では、従来、株式ですら株主還元ルールといった自主ルールの助けをかりて試行錯誤の繰り返しでマーケットを運営してきたのでございましたし、まして社債市場につきましては緒についたばかりでございます。我が国の実情から見まして、無担保社債にも社債管理会社を必要とすることは妥当と考えております。

○浜野委員長 ありがとうございます。私は、この法案に賛成の立場で御意見を申し上げたいと思います。

発行会社に対する融資者としての立場と社債管理会社としての立場との間の利益相反が問題となり

ます。が、損害賠償の問題以前に、一般論として金

融機関のデイスクリージャーの充実が、そして利

益相反策としての特別のデイスクリージャーと

特別の重点的な監査体制の確立が望まれるよう

と思われます。これには、系列会社を通じて利益の

提供を受けることに対する対策も含まれるべきではないかと思われます。

最後に、その他の気がついた点でございます

が、社債管理会社の約定権限が社債権者を拘束す

ることの根拠につきましては、かなりそれそれのがあるのかかもしれません。が、社債管理会社が約定

上の権限を有する旨の明文を設けない積極的な理

由がどこにあるのか、いささか疑問に感じております。約定権限につきましては、社債管理会社の

調査権も約定で定めなければならないと考えられ

ているようですが、純理的には約定権限のみを有して調査権を有しないということがあり

得るかと思われます。約定権限の行使は社債権者

に対する義務であること、したがって調査権が

保障されることを明らかにすることも考えられてよいように思われます。

○浜野委員長 ありがとうございます。私は、この法

案に賛成の立場で御意見を申し上げたいと思いま

す。

私、ことしで弁護士経験三十年余りでございま

す。その間終始会社法の問題につきまして興味と

関心を持つて過ごしております。

御承知のように、会社法の改正は、長年にわた

りて継続して行われ、かつ数次にわたる改正が実

現しておるわけでございます。しかし、子細に検

討いたしますと、ややもすれば部分的な改正にな

つておるわけでございまして、悪く言えば場当たり的改正ということにならうかと思いま

す。

今回の法律案の提案理由を拝見いたしますと、

「株主による会社の業務執行に対する監督是正機能をより強固にするとともに、株式会社の監査役

制度の実効性を高めるために必要な措置を講ずる」、こういうことになつておりますが、果たして

今回の改正でそのことが実現しておるのかどうか、これで事足りると見えるのかどうか、こうい

うふうな観点で考えますと、私自身もその作業の一部に関与した者ではございますけれども、若干物足りないというふうな感じを持つわけでござい

ます。

個々的な問題について若干意見を申し上げます

が、監査役制度の改正は、今回の改正点について

申し上げますと、個々の監査役の権限強化という

よりも、むしろ監査の環境整備という点に留意さ

れています。が、今回の改正で一挙に監査役による監査が充実するとは思えません。

しかしながら、いずれの改正点も監査の充実を図

るという意味では一步前進でございますので、私も賛成をしておるわけでございます。

任期の伸長ということが問題になつております

が、このことは言うまでもなく監査役の地位の安

定化ということでございまして、この問題はより根本的には、現在の社長を中心とした役員の人事

権をどう見直すか、こういう問題でございます。

つまり、監査役自身が監査役の人事権にどこまで

介入するか、こういう問題につながつておるわけ

えられるわけでござります。

それから、監査役会も、現在の実態を追認し、

監査の効率化、監査の機能強化という面で歓迎すべき改正でござります。ただ、これについても一

つの懸念は企業が監査役を合議体としてとらえる

ことはないか、つまり組織の中に事実上組み込ん

でしまう、こういう懸念はないかということが考

えられます。

第一類第三号 法務委員会議録第八号 平成五年四月二十一日

以上、監査役の改正について申しますと、御承知のように昭和四十九年、五十六年と、不祥事の発生を契機にいたしまして改正が行われたわけでございますが、今回また改正をするということは過去の改正が十分でなかつたということを裏づける結果になつたかと思います。

ただ、こういつた点についての問題をどこまで法律で強制すべきか、例えば定数の問題とか任期の問題につきまして、從来のように監査役は一人以上、任期は二年、あと必要に応じて隨時会社が自主的に定めていければいいのではないか、こういう有力な意見もございました。このあたりが、会社の自主性にどこまで任せべきか、法律でどの程度強制すべきか、この問題と絡みまして非常に今難しいところでございます。そういう意味では、今回法律でもってこのようない改訂をいわば強制しなければならないということは、我が国の企業にとってはある意味では大変残念なことではなかつたか、かように思うわけでございます。

以上、監査役の問題については法律の改訂以上に今後運用によるべき点が多くございます。今申しましたように、人選をどうするか、あるいは監査の機能を強化するために現実に補助者予算が

会社においてどのように確保されるか、こういった問題を抜きにしてただ帳面づらといいますか表面を繕うだけで監査の機能が充実するということはあり得ないわけでございまして、そのあたり将来に大きな問題を持ち越しておるというふうに評価いたします。

代表訴訟に関して申し上げます。

今回の代表訴訟に関する改正案は、会社の經營者に異常な関心を与えております。特に新聞雑誌等においては、既に興味本位といいますかかなりセンセーショナルな取り上げ方をいたしております。

御承知のように、代表訴訟制度そのものは昭和二十五年から存在しておるわけでございますが、今回の訴訟費用の改訂という問題が実務界に与えておる影響は想像以上でございます。ただ、代表

訴訟の問題と会計帳簿の閲覧請求の問題は御承知のように一部分の手直しでございまして、今回は制度全体についての突っ込んだ見直しはなされておりません。そういう意味からいいますと、代表訴訟につきましても、今回の改訂で提訴は非常に容易化されるわけでございますが、やはり監訴の危険についても一括の不安が残ります。よく言われることですが、アメリカでは監訴が問題になつておる、日本では監訴どころか利用すらされておらない、このあたりがこの改訂の結果どのような形で動いていくのかということは、私ども非常に関心があるところでございます。

ただ、我が国の経営者の方々は、本日御出席の参考人を除きまして一般的には法的に無防備でございます。大多数はいわゆるサラリーマン重役でございます。しかも、我が国におきましては、経営者の意思決定につきましていわゆる経営判断の原則、ビジネス・ジャッジメント・ルールというものがまだ法的には確立いたしておりません。そのため場合には経営者に過度の負担を与えるわけでございます。

私たちも、先ほど申しましたように今後の推移を慎重に見守りたいと思いますし、同時に万一監訴の危険が出来ました場合には、迅速的確な対応が必要であろうかと思いません。そして、それが非常に極端な場合には、改めて役員の責任制限立法を含めて新たな展開を考慮すべきではないかといふふうに考えます。監訴を防止するということは代表訴訟の道を狭めるのではないかといふような批判もございますが、真に適正な代表訴訟制度を定めさせることには、むしろそのあたりの配慮が大変重要なことになつてくるのではないかと考えておるわけでございます。

その他、帳簿閲覧請求権、社債法の問題につきましても基本的に賛成でございまして、時間の関係もございますので、詳細の意見は省略させていただきます。

最後に、ある新聞が、今回の改訂は会社にあめ

とむちを与えるものである、このような批評をしておりました。あめは言うまでもなく社債発行限度枠の撤廃でございます。むちは経営機構に対するチェック機能の強化でございます。

今回、経営機構に対するチェック機能の強化といたしまして、会社の内部的な組織の問題として監査役制度、株主権の強化の一環として、代表訴訟、帳簿閲覧請求を改訂するわけでございまして、先ほども申しましたように私は改訂には賛成ではございませんけれども、これだけでチェック機能の是正が事足りるというふうには考えておりません。殊に、今回の改訂の直接的な動機と言われております会社不祥事の再発をこれで防止し得るとは到底思われません。不祥事の発生を肯定する経営者というのは、特別の例外を除いては存在しないわけでございます。しかも、既に我が国においてかなりの程度のチェック機能は整備されています経営の活性化を阻害する、こういう危険もあるわけでございます。

これはより根本的には法制度の問題ではなくて、経営者の人の問題ということになるのではないかと思います。すべてを法で解決するということは不可能なわけでございますし、経営者はやはり経営者としての自負心と努力を持って経営に当たつていただきないと、いずれはまた法規制の強化でもつて自分自身が拘束される、こういうめぐり合せになるのではないかと思います。

もちろん、法制度にも問題はあるわけでござります。御承知のように、たび重なる当院の附帯決議にもかかわらず、残念ながら現在、商法の抜本的改訂といふものがなかなか完結しないわけでございます。

商法の改訂すべき問題点は多岐に及んでおりましがれども、大小会社の区分立法に關して申しますと、これは早急に改訂を実現していただきなければならぬ点であろうかと思います。これほど広範囲な株式会社を一つの法制度で規制するのは到底不可能でございます。幾ら監査特例法を設けておるとはいえ、それだけでは不十分でござい

ます。

一方、大会社につきましては、合併・分割等早くに解決すべき問題もございますけれども、それ以上に今回の監査制度の問題等につきましては、ここでより根本的に御検討いただく必要がござい

ます。取締役会と監査役、会計監査人の相互の関係、あるいは株主権の強化という面につきましては、株主総会の現状がこれでいいのか。ことしも六月二十九日に全国の約七、八割の会社が一斉に株主総会を開催いたします。このようなことでいなかどうか。こういつたグローバルな観点から、あるいは現在の株主構成のあり方、これも大いに御検討いたゞく必要があります。そういうものはじっくりとひとつ腰を落ちつかて、皆さん方に十分に論議を闘わせていただきたいと思いま

す。

同時に、先ほど今回の改訂が監査の環境整備、こういう目的であると申しましたが、それになぞらえて申し上げますならば、我が国の立法の環境整備についてもさらに一段の御配慮をいただければ大変幸いと存ずる次第でございます。

以上で私の意見といたします。(拍手)

○浜野委員長 ありがとうございました。

以上で参考人の御意見の陳述は終りました。

○浜野委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。太田誠一君。

○太田委員 参考人の皆様には、本当にそれぞれお忙しい中をありがとうございます。大変多くおこなわれた御示唆ありがとうございました。大変多く法律でいろいろなことを繰るというのはこの自由主義社会では本当は望ましくないことだと私も思つております。

そこで、それぞれの経営者あるいは経済界、あるいは特に株式会社でありますから、証券市場の

関係者がみずから判断で、一方で公の利益を頭に置き、またマーケットの公正さというものが確保されることによってきちんと健全に発展していくということとか、市場の関係者の努力や創意工夫で秩序ができていくことが一番望ましいことだと私は思いますし、例えばロンドンなんかに行きますと、もともと法律で制度ができるいのではなくて、何か約束事の積み重ねがルールになつておるというふうな感じもいたします。

諸外国の制度については、その成り立ちはわからぬのであります。この監査役の問題について申しますと、どういうことで今回の監査役の権限の強化ということが行われたかといいますと、もちろん法務省の方としては法務省としての問題意識があつたと思いますけれども、私は、実はきょう参考人として御出席をいただきました盛田会長の、盛田副議長のお話を承つて大いに触発されましたところがあつたわけでございます。

それは、盛田会長はアメリカのパン・アメリカン航空の社外重役をやっておられたわけでござります。間違つていたら御訂正いただきたいと思ひますけれども、そのときには盛田会長を指名されたパン・アメリカンの会長は、数年後に盛田会長自身が社外重役のお一人として、この人は業績不振の責任をとつてやめるべきだという問題提起をされて、首になつちやつたということをお聞きいたしましてびっくりいたしました。大麥シヨックを受けました。それはまさに社外重役、社外取締役としての社会的な責任を果たしたわけであります。このことに大麥シヨックを受けて、日本の中に、そういう業務執行権を持つておられる方々は世界のどの国にも負けないぐらいの大組織を既に構え、その中で相当の権力を持つておられるわけですが、ありますから、その権力者が恐れを抱かなければいけない存在をつくる必要がこの国でもあるのです。

はないかとということをかねがね思つておりますし、その中で、株主主権という考え方方は、先ほど上  
村先生もやや時代おくれだというふうにおっしゃ  
いましたけれども、株主主権ということよりも、  
今、何万人、何十万人という株主をどこの大企業  
も持つてゐるわけありますから、一人一人の顔  
は見えなくて、株主の意向といったって何かよく  
わからぬのはずだ。そうであれば、それを不特定  
多数の市民とか国民というふうにとらえると、不  
特定多数の国民といふものの考え方を弁する存在  
としてだれかそこに、企業社会の健全性といふ  
か、世間の常識といふものがその企業社会の中で  
通用する存在が必要なのではないか。それが社外監査  
取締役であつたり、あるいはここで言う社外監査  
役のようなものではないかと思つてゐるわけでござ  
います。

そういだしますと、それは株主を大切にするとい  
うことにもなり、また我が国の経済社会の中の  
よき市民、國民で企業があり得るということのため  
にこのよきな制度を強化しておく必要があるの  
ではないかということ、法務省に対しても私ど  
もは問題提起してきましたわけです。

そうであれば、アメリカの法制と日本の法制が  
どこで違うのかというと、当初私は、アメリカは  
法律でもつて社外の取締役を義務づけておるとい  
うふうに思つておりましたところ、それは法律で  
はないんだということがわかりましたので、今まで  
の法改正で五年以上離れておればいいというよう  
な、これはやや甘いと私は思つておりましたけれ  
ども、その部分を、ではやむを得ないということと  
で、やや弱いと思ったところをそのまま認めたこと  
が起り得るというふうに思つておりますので、  
純粹に社外でなければいけないと思つておりますので、

ヨーク証券取引所の上場基準で上場企業は社外取締役の制度を設けていなければならぬといふことになつておるというふうに聞いておりますので、ぜひ、そういうことが可能であれば、ニードヨーク証券取引所に対応する東京証券取引所においても上場基準の中にそのようなものを、そのような精神を体した条項といふものを入れていただきたいことが一番この際穏当なのではないかといふふうに考えておりますけれども、その点はいかがございましょうか。

○長岡参考人 お答え申し上げます。

基本的には、太田先生がおっしゃいましたように、法律でそう細かいところまで規制をしないで、社会規範的なものが自然に引き上がつてきて、それによって世の中が動いていくというのが一番望ましい姿であろうとは思います。

ただ、アメリカにおきまして、ニードヨーク証券取引所の上場基準の中に今先生の御指摘のようないわば商事基本法的なものがない。連邦基準が入りましたのは、これも先生おっしゃいましたけれども、アメリカには日本の商法に当たるようなないわば商事基本法的なものがない。連邦制でございますから各州に類似法はございますけれども、それがみんなばらばらである。しかし、ニードヨーク証券取引所に上場される会社というのはやはりアメリカを代表する大企業でございまして、その大企業には一定の条件みたいなものを満たしてほしい、市場を預かるニードヨーク証券取引所の立場としてそういう必要性が出てきまして、それによって上場基準の中に今御指摘になつたような規定が入つたというふうに私どもは理解いたしております。

それに比べまして我が国の場合には、精神としてはアメリカの精神はよくわかるわけでございますけれども、日本の場合には、今回御審議をいたしております商法という商事に関する基本法がござります。しかも、その中に取締役であるとか監査役であるといったような会社の機関について

も基本的な規定が入つておるわけでござりますから、私どもはいたしましてその規定を遵守してほしいという意味で、例えば先ほど冒頭の意見陳述が成立した場合には、私どもは直ちに上場会社に対し、その改正商法の意を体してしつかりそのままにしてほしいということを要請するつもりでございますし、あらゆる努力をそういう点で傾けたつもりではございませんけれども、ただ商法にそういうふうに規定にあるものあるいはそれ以上のものを上場基準の中に入れるというのは、たまたま最初に申し上げましたように、アメリカと日本との法律制度の差その他から申しまして、私は無理ではないかなというふうに考へておる次第でございます。

か、そういうふうな気持ちで申し上げておるわけでございます。

とあります。そこで、先ほども盛田副議長のお話に言及させていただいて大変失礼をいたしましたが、盛田参考人のおっしゃるようないに、今度の監査役に関する権限の強化というのは、例のおととしの証券・金融不祥事といふものが一つの大きなインパクトになつてこの法改正が出てきたわけありますけれども、経団連ですか、行動憲章といふのはよくわかるのでございますが、やはりそれは三人の監査役のうちの全部を社外の人に対するということを求めているとすれば、それはやはり私は求め過ぎだと思うのです。

三人のうちの一人だから、これはそれこそ前向きにとらえていただいて、うちの会社はこんなに社会的に信頼されるような人を監査役にしているんだ、自分の企業の人ではなくて、関係のなかつた人でこういう人を据えておるんだということで企業のイメージを上げるといふか、あるいは公衆に向かつてみずから企業の生き方といふものを示すという積極的なとらえ方をぜひしていただきたいというふうに思うのでござります。

それは恐らく、パン・アメリカンの会長が盛田副議長に社外重役になつていただきたいということでお願いをしたときには、やはりアメリカの国内でのソニーというブランドと、それをつくり出した盛田会長といふその人についての、アメリカ国民とかアメリカの株主に対するアピールをねらつたと思います。そういうことをやはり日本の企業は、同じようなことをしなければならないのではないかというふうに思うのであります。

そうして、これも先ほど質問したことでござりますけれども、監査役の人材の供給がないという議論がよく法制審議会の中でお出でるといふお聞きをしたのであります。これは全く私はおかしな話だと思っておりまして、というのは、今、我が国政府の官僚組織からりタイアされた方々が大変たくさん民間の企業に活躍の場を求めておられまして、その多くの方々は、執行権のある

経営者の一角に入つておられます。

ところが、私は、先ほど申しましたように、株主といふものは不特定多数にもなつてしまつて、いわゆるパブリックインターレストといふもの頭に置く社外重役といふものを考えておりますので、そうであれば、そのパブリックインターレストといふことについてよく考え、そしてそのような考え方で経験を積んでこられた方々こそが、むしろタードで経験を積んでこられた方々こそが、むしろそういう方々は執行権のある経営陣に入るよりも監査役として仕事をされる方がよほどふさわしいのではないかと前々から思つております。

去年の証取法の改正のときにもたびたびそのような考え方を申し上げた経緯があるわけであります。しかし、その中で著名な方もたくさんおられたとかいうことはむしろ誇るべき、自慢にすべきことになるのではないかと思うのでござります。そして、そういうお考えを、盛田会長はそもそもそういうふうな御経験をしておられるからおわかりになるんでしょうか、それで、そういうお考えを、盛田会長はそもそも大企業のトップが集まつておられるところで、十分にそのことを認識していくだけ御努力をせひお願いしたいと思うのでござります。日本企業社会といふものの体質を改善していくところでも十分その御趣旨は普及をして聞かせいただければ幸いでございます。

○盛田参考人 ただいまの太田先生の御意見伺いましたして、今度の監査役の人選につきましては、これは大変示唆されるところが多うございますので、経団連の中でも十分その御趣旨は普及をしていきたいと思います。

先ほどパン・アメリカンのお話が出ましたので、お許しをいただきましてちょっとそのお話をさせていただきたいのですが、パン・アメリカンでは、私がアボイントメントした会長を

解雇できましたのは、我々社外重役が非常に数がありまして、結局数で十分それができたわけでござります。その意味では、ニューヨーク取引所に私どもが上場いたしましたときも、最低二名は社外重役がなければいけないということで二名は社外重役をつくつたのでござりますけれども、結局民主主義は数でございますし、会社の議決も数でございます。そういうことからいきますと、社外重役が十分意見を通せるには、どうしても現業重役より余計数がなければいけません。

ところが、現実の問題を申し上げますと、社外重役をたくさんつくるということは不可能でござります。というのは、日本の慣習をいたしましては、取締役というのは従業員のエスカレーターの、階段の上の方の上りでございまして、役員所からお呼び出しがあつたときも、常務以上とか、副社長が出てこいということの御要請がございましたから、どうしてもたくさん取締役を持つてそれから支店長も取締役でなければいけないとか、副社長が出てこいということの御要請がございますから、どうしてもたくさん取締役を持つていたいがやならないのが会社の現状でございます。そのためには、株式会社をつくりたいところが外國では行われておりますので、そういうことができますよなことは、何か、企業集団をつくるようなことのためには株式会社をつくりたいことがあります。しかし、その中で著名な方もたくさんおられたとかいうことはむしろ誇るべき、自慢にすべきことになるのではないかと思うのでござります。そして、そういうお考えを、盛田会長はそもそも大企業のトップが集まつておられるところで、十分にそのことを認識していくだけ御努力をせひお願いしたいと思うのでござります。日本企業社会といふものの体質を改善していくところでも十分その御趣旨は普及をして聞かせいただければ幸いでございます。

それで、ちょっとこれは本題から振れるかもしませんけれども、私どもが申し上げておりますのは、持株会社を何とかして日本で許していただきたい。と申しますのは、外国では持株会社がございまして、持株会社というのは全く下の実際の動いている会社を監視する役目に使われておりまして、そうなりますと持株会社は社長と副社長とあとは全部社外重役でもやれるのでござります。

社外重役はその場合、特にアメリカの場合でござりますが、各会社のトップで十分会社の経営経験がある人たちでリタイアの人たち、または役所で経験があつてリタイアした人たちが、割り安い給料で、本当に安い給料で社外重役になつていざります。したがいまして、その人たちは、その会社の社長に顧慮することなく、会社に対しても正しいと思ふことがあります。これが自社株のことについても同じであります。物事の考え方を切りかえていく大切なチャンスではないかと思つております。ただし、大変なリスクとエネルギーを投入しなければ凝り固まつた考え方を変えることはできないわけでございますので、私どもも今後努力をしてまいりたいと思います。

上村参考人をお尋ねをいたしますが、免許制のようないわゆる保護育成的な従来の物事の考え方とあるものを、事後の手当なしに、事後の個

別救済的な手当てをしないでそこを外すのは問題だというふうな御発言がございました。これは今度の商法改正のことなのか証取法のことなのかちよつとわかりませんけれども、そこが今の一連の法改正の作業についての物事の哲学として一番大切なポイントだと私は思つております。

実は去年

この証取法の改正あるいは証券監視

委員会の方で導入といつた事柄につきましても大蔵委員会の方で深く関与をしておりましたので、証取法の考え方の中に証券会社の自主性を尊重するという文言を入れるのに大変激しい議論をした覚えがあるわけでござります。だから、その個別の手当てもさることながら、その考え方で、さまざまな業法とか、さまざまな商法のような基本法といふものを見ていくということがやはり必要なのではないかというふうに思つておりますが、いかがでしようか。

○上村参考人 先ほど私が、保護育成型の行政からルール型とか、そういうことを証券取引法との関係で申しましたけれども、今回の法律案のことだけではございませんで、私が日ごろ感じておることですが、日本の戦後といふものを、経済発展とか日本的な経営とか日本的な経済風土とか、そういう形で評価するという調論は山ほどございまして、それを制度とかルールといふ角度から検証していくといいましょうか、そういうことは非常に少なかつたのではないかなという感じがいたしております。

これからは違うと思いますけれども、従来、制度を緩和するときにはアメリカ並み、つまりアメリカでもこうなつていて、国際的調和ということを盛んに申しますけれども、例えば日本版SECをつくれとか、証券取引法のインサイダー取引とか、相場操縦とかという話になつてしまいますが、盛んに申しますけれども、例え日本版SECをおつしやいましたように、少なくした方がいい規制と十分に備えておかなければいけない規制といふのはきちつと区別していかなきやいけないのじやないかと思つております。

○太田委員 ありがとうございました。いろいろなことを上村参考人からお聞きいたしましたので、ちょっと全部消化はできなくて、また後で勉強させていただきたいと思います。

家近参考人にお聞きをいたします。

監査役を先生はなさつたことがあるかどうか私

賠償とか差止とか民事制裁だと、そういう形で事後にチェックをするということが必ずしも十分に機能しなかつたためにやはり事前の大原則で対応せざるを得ない、そういうことが多かつたようだ、緩和してみたら後はかかるとで、土俵際でもう出てしまうというような、我々法律家なもので、それから、規制と申しましても、特に証券取引法とか金融の世界はそうだと思いますが、同じルールと申しましても、例えば百メートル競走で申しますと、石ころを取り除いたり、砂をならしたり、穴ぼこを埋めたり、それから白線をきちんと引いたり、それからスタートを公平にするようにフライングがないように監視をしたり、これはこいつがきちんと行われれば行われるほど自己責任、つまり自分の思ったとおりの全力を尽くせるということです。

走り出してから後ろから押してやるとか、お前は速すぎるからもうとゆっくり走れというような規制と走る前の規制とはやはり違うわけでござりますので、それをより区別せずに何となく規制は少ない方がいいのではないかとかということになりますけれども、これからは、そういう一定のルールがあるから初めて自分の全力を発揮できる、自己責任というものが問題になり得る、そういうものをやはりきちつと区別して議論していかなきやいけないのでないかな。そういう意味では、先生おつしやいましたように、少なくした方がいい規制と十分に備えておかなければいけない規制といふのはきちつと区別していかなきやいけないのじやないかと思つております。

○太田委員 ありがとうございました。いろいろな形で出ておるケースがござりますけれども、代表訴訟にしてしかりでございまして、監査役の監査が全うできるためにはいかに情報がフランクに監査役に入るか、特に社外監査役の場合これが必要でございまして、少なくとも同僚である他の常勤監査役から情報が的確に入る、これが最低限度

はわかりませんが、現実に監査役という仕事をしておられる方々の、例えば弁護士であつて監査役をしておられる方々、大勢おられると思いますけれども、そういう同僚の方々のいろいろなお話を聞かれると思いますのでお伺いをするのですけれども、現実に社外の方で、例えば弁護士さんの

お伺いですが、現実に監査役を務めてその仕事を全うする際に、もちろん法律はこういうふうになつておりますが、まず、東京証券取引所理

事務所にお尋ねをいたします。

○浜野委員長 小森龍邦君。

本日は、参考人の先生方、大変御苦労さまでございました。有益な御意見をお聞かせ

いたしました。本当に感謝をいたしております。

○太田委員 どうもありがとうございました。

○小森委員 本日は、参考人の先生方、大変御苦労さまでございました。有益な御意見をお聞かせいたしました。本当に感謝をいたしております。

順次私の方から若干の事柄についてお尋ねをし

てみたいと思いますが、まず、東京証券取引所理

事長の長岡先生にお尋ねをいたします。

このたびの社債発行の限度規制を取り払うにつ

いて社債管理会社というものを法律的に設置す

る、それはますますその機能を純化するというよ

うなお話をございました。確かにそういう面もそ

のとおりだ、私は肯定をさせていたくの

が、この管理会社なるものがどうしても社債を発

行する株式会社とそれからわめる社債権者と双

方と関係をする、双方と接触しながらその機能を

果たさないわけでありますので、そこで双方の利

益が一致するという場合は非常にスムーズにく

いと思いますけれども、全く利害が一致してばかり

はないのではないか。

余りそういうことはないと思いますけれども、

例えば今回の証券不祥事とかあるいは銀行のバブ

ル経済に基づく社会矛盾を引き出した状況などを

考へると、必ずしもうまくいかないのではないか

という心配も持つわけです。しかし、これはそれ

ぞの倫理の問題だと言えばそれまでではあります。

○長岡参考人 お答え申し上げます。

今回の改正案で從来の受託会社が、発行会社よ

り社債権者の保護を一層強固にするという観点か

ら、社債管理会社として位置づけられることにな

ったというふうに私は理解をいたしております。

したがいまして、今の御質問につきましても、や

はり管理会社は何といましても社債権者に対す

る公平誠実義務あるいは善管注意義務といったよ

うなものが課せられる、しかもそういう義務に違反した場合の損害賠償責任も課せられるというような内容と承っております。

こういったようなことで、今回明らかに性格づけられました社債管理会社が双方の利害の対立その他のような、実際にはいろいろな問題がございましょうけれども、あくまで社債権者の保護に徹するということであるべきであり、それによってこの社債の発行につきまして、あるいは制限を撤廃するその他のこともございましても、社債権者が保護されるのではないかというふうに私は理解をいたしております。そういうふうな管理会社になつていかなければいけないのだろうというふうに思つております。

○小森委員 それでは、続きまして経済団体連合会評議員会副議長の盛田先生にお尋ねをいたします。

今回の商法改正は、昨日までの本委員会における審議を通じまして、アメリカとの構造協議の関係だけでこんな事態になつたのではなくて、やはり日本の政治、行政の必然的に到達する方向としてここまで到達したという意味の答弁も行政当局からございました。しかし、構造協議が指摘しておるといふことも事実でございます。

そこで、盛田先生は、この日米の経済摩擦の問題と、それをいかに調整するか、いわばその際に日本側の持つ問題を解決していくかなきやならぬということを活発に活字で発表されておりますが、株式会社の経理を透明にし、しかも株主あるいは国民全体の公共性ということを考えて物事を合理的にしていくという営みであるわけでございますから、そういう方向を見据えつつ、盛田先生は、国際摩擦を解消し、一層合理的に我が国の経済を発展させるためには今の日本経済についてどういうポイントを問題とされておられますか、ひとつこの際にお伺いしたいと思います。

○盛田参考人 お答えを申し上げます。

今回の商法改正がアメリカとのSIIによるも

のだけではないといふうに私はもちろん考えております。私は最初にも申し上げましたように、經濟界といたしましては長い間要望をしておりま

した改正と、それから最近のいろいろな不祥事を見て投資家保護という観点から新しい改正がなさ

れたといふうに考えておりますので、私どもはこれに全面的に賛成でございます。

一方におきまして、我が国はますます經濟が国際化してまいりまして、私どもの日本だけが世界

各国に対しても黒字をつくつておるというような現状になつておりますし、それが世界各国との特

に米欧とのいわゆる摩擦の大きな主因となつてお

るわけでございます。私どもは主たる輸出の仕事をしておりますので、一方におきましては何か非

常に日本のために悪いことをしているように言わ

れることがございます。私どもは主たる輸出の仕事をしておりますので、一方におきましては何か非

常に日本のために悪いことをしているように言わ

れるわけでございます。私どもは主たる輸出の仕事

をしておりますので、一方におきましては何か非

常に日本のために悪いことをしているように言わ

れるわけでございます。私どもは主たる輸出の仕事

をしておりますので、一方におきましては何か非

常に日本のために悪いことをしているように言わ

れるわけでございます。私どもは主たる輸出の仕事

をしておりますので、一方におきましては何か非

常に日本のために悪いことをしているように言わ

すいようにしてやるということが日本にとって非

常に大事なことだと思いますので、その場合には、先ほど国際的整合性と申し上げましたけれども、これは日本の方針を全部米英に合わせるとい

うことではございません。

国際通念といたしまして当たり前のことは日本でも当たり前だといふうなところまで我々の経

済システムを整合させていかなければならぬといふうに私どもは考えておりまして、そういうこ

とがございますし、また、法律、税法その他におきましてもまだまだ改正をすべき点があるのでは

ないかと曰ごろ考えておりまして、今の先生の御質問につきましては、やはり日本も国際的な標準

から見て同じような気持ちでビジネスができる國

だという概念を相手国に与えることが、日本にと

つて非常に大事なことではないかと考えておる次第でございます。

○小森委員 大変ありがとうございます。

それでは続きまして、立教大学法学部の上村先生に二、三点お尋ねをしてみたいと思います。

その一つは、先ほどの盛田先生の話とも多少関係すると思いますが、時代の変化、発展とともに

私企業たる株式会社というものが、これは全く私企業であり個人のものであるといった概念から、次第にその株式会社の持つ社会的責任とか公共性

とかいうものが膨らんできておりるとと思いますが、今回の商法改正もそういう公共性の膨らみと

いうことを反映して、徐々にではあるけれどもこ

ういうことに着手しておる、こんな気持ちで私どもも審議に参加をしておるわけであります。現

日本での国がいわゆる外国から近寄りやすい国にな

るということが一つでございますし、それと同時に、日本へも投資がしやすい、日本でもいろいろな意味でビジネス、商業活動、経済活動ができや

関係があると思います。

一つは、有限責任であります。

有限責任というのは、これは誤解を招く表現か

かもしれません、いろいろな制度的な手当ではしなきやいけませんけれども、究極的には人に迷惑をかける制度であります。そういう制度がなぜこ

んなに普及しているかと申しますと、それは、主婦が百万円出資をしたのに無限責任を負うという

のでは資金が集中できないという、そういうこと

もありますが、やはり先ほど申しましたように、企業が生産財、消費財、雇用といつた要するに國

民経済を支えている、そういう公益を果たす。そ

のかわり、若干問題が有限責任という制度の中に

はありますけれども、その弊害は最小限にしようと

する、そういう制度的な対応が用意されています。

もう一つは、規模が大きいということが問題だ

らうと思います。規模が大きいということによりまして、従業員とか消費者とか地域住民とか、さ

まざまな人々と利害関係を持つ、そして國民經濟をやはり支えている、この点が第二点だと思います。

従来余り議論されてこなかつたのが第三点でございまして、マーケットを持つているという点がやはり大きな点だらうと思います。マーケットを

持っていることによって多くの投資家とかかわりを持つ、それから公正な価格形成が確保されるこ

とにによって、國民經濟に重要な役割を持ちます指標となる価格形成、それに参加する商品を提供しているということもあらうかと思います。

それから、会社の支配という関係から申しますと、例えは私が小森先生に五一%の株を塊で譲渡

ませんでした、純粹にマーケットメカニズムの世界で議論される問題でございますので、その分マーケットで買えた、とりわけ借金で短期で買えたとい

す。

○上村参考人 お答えいたします。

先ほど私申しましたように、私は必ずしも現在の商法の通説を体現してはおりませんので全く私の個人的な考えですが、特に公開制の株式会社が持っている公共性というのは、私は三つの点で

うことによって、ただ三十年前から五一%持つてあるとの同じように、その会社の管理をする、支配をする正当性が果たして本当に認められるのかとあたりからして疑問があると思ひます。ですから、そういう意味ではその三点で公益性があるということだと思います。

先ほど太田先生がちょっとおっしゃられたのですけれども、私は、理論的に言いますと、株主だけのものだという考え方方はちょっと古いというふうに思つておりますが、ただ日本で従来株主が大事にされてこなかつたというのも事実だと思ひますので、そういう意味では株主を大事にするという考え方方が時代おくれだというふうには考えておりません。そのことだけちょっと申し上げておきます。

○小森委員

ありがとうございました。

それではまた、同じく上村先生に引き続いてお尋ねをいたしますが、今回の商法改正を先生の方から見られて、投資家の保護ということが出ておることは我々も審議の過程でよくわかるわけですが、それとこの市場メカニズムというものを現時点でどのように調整をさすか。この二つの命題を同時に満足させるという、その頂点に今回の商法改正といふものは現時点では成り立つておると思うのですが、どちらかに船が傾いておるというふうな見方をされますか、まことに調整がとれておるというふうに分析をされますか。その辺はいかがでしょうか。

○上村参考人 先ほども申しましたけれども、商法は市場に提供される商品性をまず基本的には用意するといひましょうか、それがまず第一の役割だと思いますので、その後のマーケットの問題は、商法ももちろん関係はありますけれども、証券取引法の方で十分な対応がなされるということが必要かと思ひます。

そこで、先ほどの私の意見でいいますと、投資家保護も時代おくれかといふうに聞こえたかも知れませんが、そうではなくて、先ほどちょっと運動会の例で申しましたけれども、石こ

さい、それだけがが出たら保護してあげますよ、そういうのが本当に投資家保護なのだろうかと申しますと、やはりそうではないのではないか。全うで自分の能力が發揮できる土俵が提供されています。

そこで初めて自己責任ということになりますので、投資家保護というのは、まず土俵がきちんと成績がきちんと回収される、そういうことが保障されるような条件が提供される、その上でなおかつ保護すべきものがあれば保護しなければいけないということはあるかもしれませんけれども、まず最初が自己責任だということではないだろ

う。そういう意味では、マーケットの保護育成の体制からマーケット中心の体制になつたことによつて投資家保護が後退するということはないのではないかなどいうふうに思ひます。むしろ、マーケットがマーケットとして成立するための理論的な条件は、これは理論的な要請ということになりますので、実質的には投資家保護というものが充実されていく、そういう方向になるのではないか

といふうに思つております。

○小森委員 もう一点だけ上村先生にお尋ねをいたします。

今回の商法改正に基づきまして、監査役というものが独任機関であり、同時にまた会議体の構成員である、こういう形となるわけありますが、私ども素人から見ますと、これが会議体の構成員をつけるに当たって、我が国がユーロ債を海外で発行する場合我が国における社債管理会社のようないふうな見方をされると、これが会議体となること

格をどの程度強めるかというは立法政策の問題だと思いますが、このたびの法案の会議体としての性格は比較的弱いのですけれども、独任機関としての性格と両立するということは十二分に可能だといふうに考へております。

○小森委員 ありがとうございます。

それでは、続きまして、弁護士の家近先生にお尋ねをいたします。

法制審の商法部会が今回の商法改正の段取りを行つけるに当たつて、我が国がユーロ債を海外で発行する場合我が国における社債管理会社のようないふうな見方をされると、これが会議体となること

か。

○家近参考人 改正論議の中では、専ら社債管理条例の強制設置の趣旨として我が国の社債権者の保護のためにこういう改正をする、終始こういう形の議論だつたと記憶いたしております。

○小森委員 それでは、最後に同じく家近先生にお尋ねをします。

我が国における社債発行限度額、こういうものが從来あります。それ 자체はその時期における投資家の保護策としてあつたもの、こう思うわけではありませんが、社債管理会社というものを新たに設置して、そして限度額を廃止するという今回のことをついて、先生の見られたところで、一步前進、言うなれば日本の歴史的な発展段階においてそれはふざわしいことだ、こういうふうにお考へでしようか。

○家近参考人 今回の社債発行限度額撤廃との絡みで、現在の我が国社会状態あるいは経済的な状況を踏まえた場合には今回の社債管理条例の設置強制というの適切であった、かよう理解いたしております。

○小森委員 従来は、要するに投資家保護策として社債発行の限度を抑える、それは社債を発行する会社の実力に合うところまで抑える、こういうことで投資家とすればある程度安心できたと思います。

今回の場合は、投資家自身がかなりそういうことの勉強をしておるといふかその会社の情報といふものを知つていなければ、自己の責任においてやる、そういう状況が強くなつておるわけでありますから相当勉強しなきやならない、こういうことだと思うのであります。その点については社債管理条例会社というようなものが相当やはり情報の提供などをやらなきやならぬと思いますが、その点について私は私も詳細その法律に精通しておりませんからわかりませんが、何かそれに対する手だてのどのようなものが今回の社債管理条例に相当義務づけられておるのか、その点についてはいかがでしょう。

○上村参考人 法案の監査役制度では独任機関としての性格を維持したまま会議体のメンバーでもある、こういう形になつてこようかと思ひます。

しかも、会議体の性格は、監査役の同意を要する

か。

○家近参考人 改正論議の中では、専ら社債管理条例の強制設置の趣旨として我が国の社債権者の保護のためにこういう改正をする、終始こういう形の議論だつたと記憶いたしております。

○小森委員 それでは、最後に同じく家近先生にお尋ねをします。

我が国における社債発行限度額、こういうものが從来あります。それ 자체はその時期における投資家の保護策としてあつたもの、こう思うわけではありませんが、社債管理条例会社というものを新たに設置して、そして限度額を廃止するという今回のことをついて、先生の見られたところで、一步前進、言うなれば日本の歴史的な発展段階においてそれはふざわしいことだ、こういうふうにお考へでしようか。

○家近参考人 今回の社債発行限度額撤廃との絡みで、現在の我が国社会状態あるいは経済的な状況を踏まえた場合には今回の社債管理条例の設置強制というの適切であった、かよう理解いたしております。

○小森委員 従来は、要するに投資家保護策として社債発行の限度を抑える、それは社債を発行する会社の実力に合うところまで抑える、こういうことで投資家とすればある程度安心できたと思ひます。

今回の場合は、投資家自身がかなりそういうことの勉強をしておるといふかその会社の情報といふものを知つていなければ、自己の責任においてやる、そういう状況が強くなつておるわけでありますから相当勉強しなきやならない、こういうことだと思うのであります。その点については社債管理条例会社というようなものが相当やはり情報の提供などをやらなきやならぬと思いますが、その点について私は私も詳細その法律に精通しておりませんからわかりませんが、何かそれに対する手だてのどのようなものが今回の社債管理条例に相当義務づけられておるのか、その点についてはいかがでしょう。

○最近参考人 おつしやるとおりでございました。今回の改正で從来と著しく違いますのは、社債管理会社の性格づけを社債権者の側に立つて行っておる。したがつて社債管理会社が社債権者のために監督注意義務とか公平義務を負つて社債権者の権利保護のために努めなければならない、こういう位置づけをされておる点が今回の改正案の非常に大きな特色ではないかと思います。

ただ、改正案では、社債権者の保護のために、単に管理会社の設置強制だけではなくて、それ以外の格付の問題とかデイスクロージャーの問題とか、総合的な手立ての上で社債権者の保護を図ろう、こういう趣旨の改正である、かよう理解いたしております。

○小森委員 ありがとうございました。

○浜野委員 駄鐵三君。  
冬柴委員 公明黨の冬柴鐵三でございます。

本日は、お忙しいところ参考人の先生方にはお出ましを願い、大変有益なお話を伺いたしましたして、心から厚く御礼申し上げます。

東京証券取引所の理事長であられる長岡参考人にお伺いいたしますが、東京証券取引所は、企業の長期資金の調達の場として、特に個人投資家の増大ということに力を尽くしておられる。正しい方向だと思いまが、諸般の金融・証券不祥事、これは大変な事件でございました。私も、特別委員会の委員として質疑をいろいろさせていただきたく、また取引所にもお伺いした経緯がありますが、大変な取引がありましたあの株式の出来高と行くのかな、一時本当に心配をいたしました。個人投資家が離れられました。

これは、一つは、いろいろな事情はあつたにせよ、公開された財務諸表というものに対する個人投資家の非常な不信といいますか、非常に大きな損失補てんというものがあからさまになつた。今回また使途不明金というようなものが、非常に巨

額なものが累年計上されている。驚くべきことでございます。使途不明金というのは商法上の言葉ではありますんで、税務の実務用語のようでござりますけれども、いずれにいたしましても、所有者、株主と言つていいか、いろいろ異論はあります。が、とりあえず株主の所有する財産を、管理者である役員がその使途あるいは理由を明らかにしないという大変異常な金の使い方であります。

もちろん会社の利を圖る目的を持つて支出される場合もありますが、そうでない場合もある。犯罪が構成される場合もある。そういうものでござりますから、こういうものが、最近もゼネコン十八社がそういうことをやつているという新聞報道がありまして、捜査も受けたという、これは真偽はわかりませんけれども、新聞報道ではそうありました。

そこで、有価証券報告書というものを過去三期にわたり、名前を明らかにされた十六社について見てみましたが、どこにもこの使途不明金が計上されたということの記載がなかつたと私は思ひます。非常に不思議なことでございまして、ひとしくそれには会計監査法人による監査報告書というものが後ろに印刷をされておりまして、それに「経営成績を適正にあらわしている」と認めます。」という太鼓判が押されているわけでございます。

会計年度というのは各期独立でございまして、株主総会で賛成ということで承認をされますと、一応それで確定をいたします。したがいまして、前期の会計の内容につきましては、監査法人あるのは監査役は監査の責めをその点免れると思うわけですが、ござりますけれども、それが舌の根も乾かぬうちに、法人税の確定申告時には実はこういう使途不明金を出しております。株主総会に出したものは経費として計上いたしますけれども、自己否認をいたします、こういうことを届けます。

先ほども会計帳簿の開監査請求権につきまして、從来の発行済株式総数の十分の一というもの

らず、なお残存していることを前提とした法人税課税がされる。これは株主にとつては大変なことであるように思われます。

したがいまして、有価証券報告書というものがいま、前期決算ではこれぐらいの使途不明金がありまして、このことをどこかに書くということはないがななものでしょうか。そういう発想はいかがでございましょう。どうぞよろしくお願ひします。

○長岡参考人 投資家の保護を図つてしまりますが、私がどの重大な使命でござりますから、そういう意味では、有価証券報告書の内容その他が投資家に広く知られなければいけない、的確に知られなければいけない、その他の情報も適時適切に開示されなければいけない、これは私どもの市場運営の一番の鉄則でございます。そういうふうな点で、ただいまの御意見につきましては、傾聴に値する御意見だと思いますけれども、果たして私はそれがそれを義務づけ得るかどうかというような点についてはもう少し検討させていただきませんと、ここで明確なお答えをいたしかねる状態でございます。

○冬柴委員 もとよりそうでござりますけれども、証券取引所の理事長として、やはりそういう個人投資家にとつては、とりわけ会社の帳簿を開覧するとか、そういうことは非常に困難と仰りますが、非常によくわかるわけですが、今申し述べた非常に大事なところがこれは記載事項になつておりますし、前期との対比とか非常に詳細に書かれております。

これは我々立法府の責任でございますが、今回一千株から三%に下げたことは前向きで私は賛成なのですから、どうでしようか、取引は千株単位、千株でも御社は平均株価で四百万、そうすると一万株で四千万、そこら辺と三%の低い方の選択とかをしないと、実質上これはそういうアクセスが閉ざされるのではないかというふうに思うのです。これは自由な考え方で結構ですが、御意見を伺いたいと思います。

○盛田参考人 お答え申上げます。

自由な考え方でいいとおつしやいましたので、今の我が社の例をお引きいただきますと、確かに私の会社も小さくはございませんし、株数も相当多くございますし、株価も平均より高いということ

を引き下げるべきである。今回百分の三といふとこれまで引き下げるることは間違いないわけでござりますけれども、それについて経団連の内部ですとかあるいは経営の方々の内部では、脅威に感ずるといいますかそういう議論があつたとも先ほどお伺いいたしました。

ただ、大変失礼な話なのは、九三年の会社四季報で御社株式会社ソニーの情報を見てみますと、もちろん日本を代表する巨大企業ですから、発行済株式総数は三億七千万株、これの三%といいますと、一株四千円と計算しても四百億ぐらくなろうかと思います。それで、これは法律要件ですから、四百億円以上の株を持つていてる人がいると引き下げるとはいえ御社の帳簿閲覧請求は求められません。そしてまた、三%以上御社の株を持つている株主が何人ぐらいおられるかといいますと、上位三社ですね。いずれも巨大法人が持つておられます。もちろん十位までの中には個人、盛田さんも含めて個人は入つていません。すなわち三%というのは、引き下げるとはいえ、巨大企業についてはとてもじやないけれども、実務的じやない数字のように思われるわけでございます。

これは我々立法府の責任でございますが、今回一千株から三%に下げたことは前向きで私は賛成なのですから、どうでしようか、取引は千株単位、千株でも御社は平均株価で四百万、そうすると一万株で四千万、そこら辺と三%の低い方の選択とかをしないと、実質上これはそういうアクセスが閉ざされるのではないかというふうに思うのです。これは自由な考え方で結構ですが、御意見を伺いたいと思います。

○盛田参考人 お答え申上げます。

自由な考え方でいいとおつしやいましたので、今の我が社の例をお引きいただきますと、確かに私の会社も小さくはございませんし、株数も相当多くございますし、株価も平均より高いということ

な額になりますので、閲覧をするためにそれだけを買うということは実際上はございません。

しかし私は、一〇%が三%になつた、それが何%がいいかということは私は法律家でございませんので断定はできませんけれども、今後だんだん国際化、先ほど申し上げておりますけれども、経済が国際化してまいりますと、既に過去に起きましたように海外から日本の会社を、乗っ取るということはありませんけれども、アメリカにはグリーンメーラーと通称される、いわゆる株がある程度買ってそれを高く売りつけるとか経営者を困らせて利益を得るとかいうような習慣、またそういう人たちも相当ござります。

我が國の中には、必ずしも巨大会社だけがそういう対象になるようない会社ではなくて、中小の会社でも非常にいい会社、また内容のいい会社、また技能、技術のいい会社がございます。そういう会社は実際にすぐ五%、一〇%というようなものは買われるということが起きまして、そのため結局経営者が非常に経営が困難になる、困難になるのにつけて込んで対案条件を出してくるというようなことが起きる可能性がございますので、私は、むしろ経営者の立場からいきますと必ずしも三%が小さ過ぎるというふうには考えておりません。その意味で経団連のメンバーの中に私は、また財界の中には、三%でもこれはなかなか危険だなと思う方がいるのは当然でございまして、その意味で先ほど申し上げましたようにそういう危惧は多少ありますけれども、経営者の方の姿勢をよくし、また内容をよくしていく意味で三%は妥当ではないか、私はこういうふうに考えておる次第でございます。

○冬柴委員 立場立場でよくわかりますけれども、ただ、上場して市場から大量にお金を集めそれを流用するという裏腹として、不可避免的にそういう危険はある。しかし、そういう悪い人には刑罰をもつて臨むような立法、そういうものが望まれるべきであって、おたくの帳簿は上位三社しか法律上は見ることができないという制度自身は

我々としてはちょっととかがなものだらう、こういうことは思うのです。これは参考人に對しても特に反論もできませんが失礼なのですが、そういう感想を持ちました。

次に、上村先生にお尋ねいたします。バブルが崩壊いたしました。その当時、エクイティーファイナンスということで大変な資金が社債によつて集められまして、ことしはその弁済期到来するということを聞いておりますし、上期だけでも六兆三千億という大変なお金が私企業が返していかなければならぬ。その資金源としていろいろ手当てはついているという大蔵からの御答弁もいただいているわけですけれども、リファイナンス、借りかえということに求められると思うのです。

そういう場合に、今までの金利は逆金利、まあ

それは常識外れですけれども、ただ同然のお金を、そのときには、弁済期が来れば我が社の株を引き取つてもらえるであろう、現ナマで返すことはなかろうという前提で集めたものが、意に反してここで真水で返さなければならないということであり、発行条件も非常に厳しいものにならうかと思うわけでございます。そういう場合に、こういう時期に今の天井を取り払うということについて、私は別に反対ではないけれども、投資家保護の措置も講じてはあるものの非常に厳しい時期だな、こういう感じがするわけです。先生のお考えを伺いたいと思います。

○上村参考人 お答えいたします。

先ほど私の意見で申しましたように、商品性が提供されるけれどもその後に市場がついてこない、そういう苦い教訓がワラントのときについたのではないかということをちょっと申し上げたの

ですけれども、確かに商法の問題といつしまして転換社債とかワラント、これはこういうふうに使われてこういうふうにうまく作用すればこれだけ国民経済に貢献するすばらしい商品だ、そうなりますと、商法は商法、証券取引法は証券取引法だというふうに別にやつておりますので、きっとすこ

ばらしいに違いないということで、経済学者の方がおつしやるようなことに対しても特に反論もできず、マーケットの状況がどうかというようなことについても、それは後でマーケットの方できちっとしてくださるのではないかということをやつてきたと思います。

しかし、ワラントにつきましてはいろいろな問題を引き起こしたことは事実だと思いますが、商法は一つのケーススタディーと申しますか、商法学者がそのことについて、あれはあの時期に認めることができますと、それが商法としていることがよかつたのかというようなことをケーススタディーとして振り返つていろいろ研究するというようなことは余りしませんで、後は市場の問題に任せりというようなことになつてていると思います。

当時はやはり転換社債、ワラントというのは、必ず株が上がるることを前提にした商品というようなことで非常に安易に使われていた。ですから、私も、社債の発行限度につきましても、少なくとも従来それが果たしてきた役割がなかったというふうには思つておりませんで、やはり従来の市場の状況とか格付の状況とかを考えますと従来は一定の役割を果たしてきたのではないか。ただ、上限を取り払うことについてフォローがきちんと行われるかについては若干疑問を払拭し切れないというのが本当のところでございます。

○冬柴委員 最後に、家近参考人にお伺いいたしたいと思います。

先ほど長岡参考人にもお伺いしたのですけれども、巨額な使途不明金がございまして、過去七年間の法人、企業の使途不明金の推移ということで調べてみると、平成三年度は、建設業は三百八十二億円、製造業が四十四億円、卸売業が六十七億円、小売業で十二億円、その他の業で五十三億円、合計五百五十八億円の使途不明金が、自己申告を含めてですけれども国税によって捕捉されております。これは資本金一億円以上の会社の一四・六%ぐらいを調べてのものでございます。したがいまして、これがすべてではないのですけれども、一部とはいえ我々にとつては非常に大きな金額が株主の目の届かないところで処理されています。

では、これに對して商法はどう対処しているのかと云ふことで見ますと、万全の措置が講じられています。ただ、機能していない。例えば、先ほど長岡参考人に申し上げたのですけれども、その痕跡は有価証券報告書にもあらわれておりますし、各株主総会が六月二十九日ですかに行われますけれども、そのときの監査報告はいざれも適切と認めるというものばかりで、こういうものがあつたということを報告する監査役はほぼ絶無だと私は思います。

これはなぜそななるのか。要するに、株主総会の監査は免責されるという中身になつております。したがいまして、その期中の監査の結果といふものは、監査報告書を取締役会に提出した時をして、その決算後、法人税の確定申告期限までに取締役が実は十五億円こういうふうな処理がしてありますと言つても、監査役はそれをどこにも発表する機会がないということが商法上見えるわけでございますけれども、その理解は誤りないでしょうか。

○家近参考人 なかなか難しい法律論かと思うのですが、御指摘のように監査報告は単年度と申しますが当該営業年度に関する報告が原則でございますが、今例外として、後発事象については決算期後の事実について監査報告書に書くなりして報告することになつております。当該監査の対象でありますが、当該営業年度に關する報告が原則でございますが、今例外として、後発事象については決算期後のことについては、法令上は直接報告の義務は明記されておらないのではないかと記憶いたしておりますが、ただ理論的には必ずしも前期までのことにについて監査報告をすれば免責されるということにはならないのではないかつまり、取締役も監査役もそれぞれ監督注意義務を負つておりますし、会社あるいは第三者に對する責任がございますので、少なくとも民事上は時効

が成立するまでは責任は残ると解釈すべきではな  
いかと思います。

ただ、御指摘のように法令、特に法務省令で当該監査の対象年度の以前のことについて必ず報告しろ、こういう明記された規定がございませんので、そういう意味では一般論として善管注意義務の範囲で報告する義務があるというふうには考えますけれども、御指摘のように、その辺も明らかにするということは今後の一つの課題ではないかと考えております。

○冬柴委員 ありがとうございました。私も全くそのように考えるわけでございまして、免責するというのは、そこへもう一度手を突っ込んで調べて、それをどこかで報告する義務はない。しかし、前年度、監査役はきちっとやっていますよということで適正と認めてしまったですから、取締役にだまされたことになるわけです。

しかし、その舌の根も乾かないうちに、税務申告時に実はこれはというふうに取締役が言つているのがこんなにたくさんある。それは監査役も十分知つてゐるわけですから、それがどうであつたかということを監査して、もう一度調べ直して、取締役に法令、定款違反あるいは著しく不当な行為があれば、監査役は代表訴訟を起こさなければ仕事解怠に陥ると思うのです。しかし、それをどこか株主の前で発表する機会ぐらいあっていいのではないか。ですから、次年度の株主総会のときに、前年度以降にこういう使途不明金がありましたがということを報告することを義務づけてはいいががかということを小生愚考しているわけでございまして、先生も御賛同いたぐりといふことであればそれで結構だと思います。

本日は、本当にありがとうございました。

○浜野委員長 木島日出夫君。  
○木島委員 日本共産党の木島日出夫でございま  
す。

最初に、社債の発行限度枠の撤廃の問題について、四人の参考人にそれぞれ伺いたいと思いま  
す。

す。

これは我が国社債法の根本的な大転換なわけです。社債権者保護という基本的な要請に基づいて、先年改正された社債法でも、純資産の枠に限度をとどめるということは守ってきたわけあります。今回これを撤廃するわけでありますから、当然それなりの合理的な理由あるいは社債権者保護の制度的な保障がなければいかぬだろうと思うわけであります。

〔委員長退席、星野委員長代理着席〕

実は、せんだつての当法務委員会におきまして、我が党の大蔵委員でありました正森委員から

この問題が論じられたわけです。その中で、一九八六年以来五年間 日本の大企業は、エクイティーファイナンスとして主に転換社債、ワラント債、その他で四十七兆二千億円の資金を調達し

た。これでバブルが進んでいたわけです。そこでバブルが進んでいたわけですが、それがはじけて、今償還に必要な額が九三年度でも十一兆円に達する。総額四十兆三千億円になるということが大蔵省からの答弁をも踏まえて明らかになつたわけです。

今回の社債の限度枠撤廃の商法改正は、言つてみれば日本的企业がみずから責任でつくり出したバブルがはじけて、特に一昨年の証券不祥事、損失補てんの問題。これで国民、一般投資家から

の大きな批判にさらされて株式市場が低迷しておる、こういう中で資金調達に非常に苦労しているという現実の困難を一般社債の発行限度枠の撤廃という形でくぐり抜けるためではなかろうか。そうしますと、余りにも虫がよ過ぎるのではないかという指摘が当然であろうかと思うわけではありません。

それに加えて、これだけの社債限度枠撤廃をするわけですから、社債権者保護として、当然のことながらディスクロージャーの強化があわせ行われなければならない。しかし、この問題も、ことし三月大蔵省が出した通達によりますと社債発行条件などが緩和される。逆行しているのではないかと思うわけですね。たしか法制審議会の論議の中

にも、今日の条件で、今私が述べたようないろいろな状況を踏まえますと、今社債発行限度枠を全

廃するのは時期尚早ではないかという意見がありますと、日本の現状としては結局株主へのリターンが余り高くな。社債であれば、やはりボンドでありますからはつきりした利率が決まってお

ります。そういう意味で、社債を買われた方は、当然それなりの合理的な理由あるいは社債権者保護の制度的な保障がなければいかぬだろうと思う

わけであります。

○長岡参考人 私の記憶では、社債発行限度枠の撤廃という要請は、バブルの発生以前から大分古い問題として起きておると理解をいたしております。

そして、今回商法の改正でこの問題が取り上げられましたのは、過去の例を見ましても、社債の発行に制限があるために、外国で社債を発行するとかあるいは発行の規制枠の緩い転換社債やワランティ債の方にくつと傾いた。それはそれだけの理由ではないと思ひますけれども、そういう傾向もあつたのではないか。こういつた時代に、外国の例を見まして、制限を設けていた国は、ゼロではないそうですけれどもほとんどの主要国ではないと聞いておりますので、そういうたよな国際化の時代にも即するようにこういう法制、制度改正が行われるに至つたというふうに理解をいたしております。

なお、社債権者の権利保護の問題は、先ほどもお答え申し上げましたように、商品性が提供されないので、投資家の保護が不十分であるとは私どもは考えておりません。十分に投資家の方にははつきりした現状をお知らせできる、そして実際債権の処理につきましては、管理会社がこれを取り扱つていくということで守られるというふうに考えます。

○上村参考人 お答えいたします。

先ほども申しましたように、商品性が提供されてもその後のマーケットが本当についていける条件が十分に整つていると言い切れるかどうかといふことについては、私はやはりエクスチョンマーケンシィというわけにはいかないだろうというふうに思つております。

証券取引法につきましても、確かにバブルそれから証券不祥事を契機といたしまして、大蔵省の証券行政の対応も從来の保護育成からルール型といいましょうかマーケット型といふふうに変わることになりました。私はやはりエクスチョンマーケンシィというふうに思つております。

たがつて結局エクイティーファイナンスの方に偏つております。エクイティーファイナンスでありますと、日本の現状としては結局株主へのリターンが余り高くな。社債であれば、やはりボンドでありますからはつきりした利率が決まっておりません。そういう意味で、社債を買われた方は、

とも、今日の条件で、今私が述べたようないろいろな状況を踏まえますと、今社債発行限度枠を全廃するのは時期尚早ではないかという意見がありますと、日本の現状としては結局株主へのリターンが余り高くな。社債であれば、やはりボンドでありますからはつきりした利率が決まっておりません。そういう意味で、社債を買われた方は、

たがつて結局エクイティーファイナンスの方に偏つております。エクイティーファイナンスでありますと、日本の現状としては結局株主へのリターンが余り高くな。社債であれば、やはりボンドでありますからはつきりした利率が決まっておりません。そういう意味で、社債を買われた方は、

いうこと、それから無担保社債は、ワラントや転換社債のように、例えば一%の金利の商品なのに投資家が買えないとか、そういうものとは違つて、やはりとともに金利を取つて資金調達をするというきちっとした商品で本来なければいけないというふうに思つておりますので、そういう商品として育てていくということは意味があるのではないかなどというふうに思つております。

社債管理会社が働く状況というのは相当異常な事態が起こった場合であります。そのほかさほど異常でない状況のもとではマーケットといふことになつてまいりますので、やはりただ緩和するだけではなくて、そのマーケット体制をこれからもきっちりと充実させていくことが条件にならうかと思つております。

○家近参考人　ただいまの問題は、御指摘のように、余りにもタイミングがよ過ぎたというか要過ぎたというか、そういう意味では御質問の御趣旨ごもつともでござります。

ただ、法制審議会の社債法の検討は昭和六十二年の一月から既に行つておりますので、その間終始社債発行限度枠の撤廃というのがメインテーマでございます。したがいまして、まさに時あたかもこの時期に一致した、こういう結果ではございました。

ただ、御指摘のように、さりとて社債権者の保護を放置していくものではございませんし、今回の改正がそれで万全であるかどうか、必ずしもまだ実証されたわけでもございません。そういう意味では今後残された課題として大いに注目してやつていかなければならぬ問題ではないか、かよううに考えております。

○木島委員　お話を伺いしておりますと、限度枠が撤廃された社債権者の保護をどこがやるか、社債管理会社にすべての期待がかかつているように思われます。本当にこの社債管理会社が社債権者の期待にこたえてその役割を十全に發揮できるかどうかが次に検証されなきやならぬ問題だと思ふわけであります。

そこで、一つお聞きしたいのですが、恐らく社債管理会社というのは銀行、信託会社ですが、例えば銀行などの場合には、社債発行会社のマーンバンクがなる場合も非常に多かるかと思うわけです。現在も、社債発行について受託しているのが主にマーンバンクではなかろうか。

そうしますと、社債管理会社たる地位を引き受けたマーンバンクは、みずからもその社債発行会社に対する多額の融資をしているわけであります。一般債権者としての銀行という立場と、今度の法律によつてすべての一般社債権者の利益を代理しなければならない社債管理会社との立場は、私も弁護士でありますから、これはどう考へても利益相反せざるを得ないと思うわけであります。法制審議会の論議の中にも、この利益相反の問題は大きな問題として審議が行われたやにお聞きしております。その利益相反といふ避けられない問題を回避するためには、やはり一定の基準をつくつて、その社債発行会社に対するこれだけの貸付金を持つてゐるマーンバンクは社債管理会社から外れなければいかぬのではないかとか、そういう議論がいろいろあつてかかるべきだつたし、あつたのだろうと思うわけなんです。

ところが、今回の商法改正法案にはそういう利益相反行為を避けるという面での法整備がまことに不十分ではないか、総社債権者のための利益を図らなければいけない、善管注意義務とか公平義務が課せられるわけでありますから、実際この善管注意義務や公平義務に違反して社債管理会社が一般社債権者から損害賠償請求されることが本当にあり得るか。一般社債権者はばらばらであります。証拠力はほとんど持つておりません。すべての証拠力は社債管理会社が持つわけでありますから絵にかいたものになるのではないかと思わざるを得ないわけでありまして、この利益相反といふ問題についてどうお考へなのか、これは長岡参考人と法制審の論議にも関与されました家近参考人から率直な御意見をお伺いしたい。

ば恐らく先生の御質問に対しても十分にお答えしておられるかどうか、御満足いただけたようなお答えができる立場にはないと想いますけれども、私の立場といたしましては、社債の発行が一方において従来よりも円滑に行われて企業が資金調達しやすくなる反面、社債権者の保護は絶対にゆるがせにならぬことであるかと思います。

そういうふたよな意味におきましては、御質問に対するお答えにならないと申し上げたのはまさにその点でござりますけれども、先ほどの善管注意義務とか公平誠実義務を新しく純化された社債管理会社が忠実に守ること、そして、先ほど実際問題としては難しいとおっしゃったかもしませんけれども、もしそれに違反するようなことがあつた場合には社債権者の方から損害賠償責任の訴えが行われること、そういうことが制度的に軌道に乗っていくよう後に運営を見守っていくべきだ、と考へております。

○木島委員 まさに日本の金融機関、証券会社の良識が問われる問題だ、しかしその良識が全く發揮されなかつたのがあの証券・金融スキヤングルではなかつたか、損失補てん問題ではなかつたかと思うわけですね。良識が期待できないとなると、これは法律できちっと整備しなければいけないと良識ある対応が大変必要なことになるのではないかと考えております。

いうことにならざるを得ないわけでありまして、その辺が今回の商法で一つ大きな問題として残っているのではないかと感じているところでございます。

盛田参考人にお伺いしたいのですが、先ほど公述の中で、現行による受託銀行からの社債発行会社に対するいろいろな介入その他が緩和されて、管理会社制度になつた方が社債発行会社にとっては社債を発行しやすくなるという趣旨に私聞こえたのですが、そういうふうに機能するのでしょうか。金融経済の実態を余りよく知らないので、その実態を教えていただきたい。

○盛田参考人 その問題で私の見解を申し上げますが、今までの受託会社の例を見ますと、社債を発行するプランニングの段階から受託会社が介入をいたしまして、そのため、引受け会社が実際に社債の発行と販売をするわけでござりますから、専門家が介入をしてくれるならばいいのですけれども、単に受託会社ということだけで銀行とかその他の企業が社債の発行に関して介入をされますと、実際の発行のマーケットの状況とかそれらの実情に即さないような介入が行われるということでございますので、発行した後で管理だけを管理会社が責任を負うという新しい法制度の方が私はどちらも企業としては実際は社債の発行その他には便利でございますし、またその方が道理に合つていると私もは考えております。

○木島委員 時間もほとんどありませんので最後にもう一点だけ盛田参考人にお伺いしたいのですが、今不況が長引く中で、金融資本といいますか、銀行からの産業資本といいますか、製造会社に対するいろいろな支配、介入といいますか、もううまい言葉でいえば、あるいは下請に対する支配を強めよとか、製品価格についてはこうせよとか、あるいはそれが高じて人事について今まで金融機関から製造会社に対しても支配していくことがあるわけですね。

そういう支配力を持つに加えて、今度は社債管理会社としてすべての社債権者の利益を保護するという立場に立つて、善管注意義務なんといふ大義名分を掲げて、自分が貸し付けていた社債発行会社に対する管理支配をますます強めざるを得ないのではないか、そういう方向に働くのではないのか、それは結局そこで働く労働者や下請企業の皆さんに対する大きなしわ寄せがますます強まるのではないかということを危惧しているわけですが、そんな経済的なねね返りについてどうお考えかお聞きをいたしまして、質問を終わります。

○盛田参考人 これも私が経営者としての考え方をお答え申し上げます。

私は、いろいろな企業を渡り歩いておりません、自分の一つの企業ばかりで暮らしてまいりましたので、全体の傾向で今御指摘のようなメーンバンクまたは管理会社が企業の経営に口を出すというような実情があるかどうかは存じませんが、少なくとも企業におきましては、企業がいろいろな困難に当たりましたときは経営者が全責任を持つて最善の対処を行うということが使命であると私は考えておりますので、メーンバンクは経営者を信頼してくれるからメーンバンクの位置にとどまっているのでございまして、もしもメーンバンクその他がそれ以上の、経営者がなすべきことまで介入するようになってきましたら、その場合は経営者は不適格だということを自覚するべき状況だと私は考えております。

○星野委員長代理 中野寛成君。

○中野委員 民社党の中野寛成でございます。きょうはありがとうございました。

まず、長岡参考人から、素朴な質問をします。私も、先ほどお話をございましたが、この社債発行限度規制がエクイティファイナンスの偏重をもたらしたといふことがあります。思うのですが、今度これが規制を撤廃するということになりますと、エクイティファイナンスの偏重が幾らかでも是正されるということになる

平成五年四月二十一日

んだろうと思うのですね。そしてまた、企業の資金調達の選択肢がふえるということは、これは大変結構なことだと思いますのですね。経済の活性化のためにも大変いいと思うのです。ですから、そのことについての異論は全くないので、一方、証券取引所という立場で考えますときに、銀行は仕事がふえて喜ぶかもしれません、株式発行がそれだけ、余り順りにしなくてもいい、なくなるという意味では全くありませんが、資金調達がそちらの方へ偏重しないとなりますと、今後の、この法律が成立した後のシミュレーションとして、株式発行または株価、そういう証券市場に与える影響はどういうことが出てくるだろうか。証券会社は今後とも商売がうまくいきまつか、大阪弁で聞きますと、この辺に与える影響は何かありますか、ありませんか。

○長岡参考人 大変難しい御質問でございますけれども、やはり企業が資金調達をする道が多様化することが一つ望ましい姿だと思いますが、一方投資家の側から見ますと、投資対象が多様化されることは、投資家が社債に投資をするといったような意味で、投資家が社債に投資をするか株式に投資をするか、個別の判断によるわけでございますけれども、私は、大きく見ましても、やはり企業が資金調達をする道が多様化することが一つ望ましい姿だと思いますが、一方投資家の側から見ますと、投資対象が多様化されることは、投資家が社債に投資をするといったような意味で、投資家が社債に投資をするか株式に投資をするか、個別の判断によるわけでございます。

これはまだ社債発行の限度枠の撤廃以前の今日の状態でございますから御参考にならないかも知れませんが、今でも新規上場で待機している企業も相当数あるわけでございまして、今後とも株式を発行して資金を調達する企業も継続して出てくるものというふうに考えております。

○中野委員 わかりました。

まだこれから待つていてるものがたくさんあるということになりますと、むしろ今はそのキャパシティーを広げることに経済の活性化という意味では意味があるということだと思いますので、

そういうふうに受けとめさせていただきたいと思

います。さて、国際化の問題について盛田参考人、それから比較学問的にいいますと上村先生からお聞かせをいただきたいと思いますが、これは会計の方

なんですか、国際会計基準に日本の会計基準は沿っているのか、という批判が、世界会計士会議などをやりますと日本から行つた参加者が言うならば責め立てられるといいますか、たたかれるというか、そういうことをよく聞くのであります。

それで、ECの方では、EC統合もありますことで、できるだけ会社法の統一というかそういう方向に向かつての努力をしている、また米国もでいるだけそれに歩調を合わせる努力をしておられるということを聞くわけあります。向こうの方は、今まで会社法がとつていた株主保護重視の立場から会社の当事者、すなわち従業員とか第三者者、債権者を保護する立場へと方向転換をしていく、こう言われるのですね。ところが、日本の場合にはこの株主保護さえまだ十分いつていなか、こういうのが現状ではないのかというふうに思

うふうになつておりますので、御指摘のように、会社のものを全部買つているというような場合にはそこまで連結算入という説まであるほど、連結計算として連結決算というのはもとの親会社の経営者の経営のインフルエンス、影響が及ぶ範囲の会社はすべて連結をしようという精神でございまして、極端な場合は、株を持っていなくてもある会社のものを全部買つているというような場合に併記するところはございますけれども、国際的な通念として連結決算というのはもとの親会社の経営者の経営のインフルエンス、影響が及ぶ範囲の会社はすべて連結をしようという精神でございまして、日本は、連結決算は国内のものにつきましては正確にお答えできませんが、私が国際企業を経営しておりますと一番大きな違いだと思いますのは、先進各国におきましては会社の現状はいわゆる連結決算で評価をするという形になつております。

日本は、連結決算は国内のものにつきましては勧める、リコメンドされるという状況で、連結も併記するところはございますけれども、国際的な通念として連結決算というのはもとの親会社の経営者の経営のインフルエンス、影響が及ぶ範囲の会社はすべて連結をしようという精神でございまして、日本は、連結決算は国内のものにつきましては正確にお答えできませんが、私が国際企業を経営しておりますと一番大きな違いだと思いますのは、先進各国におきましては会社の現状はいわゆる連結決算で評価をするという形になつております。

ですから、先ほど来御指摘もありましたが、この会計基準だけではなくていわゆる業務監査も含めて監査のあり方、そういうことについてできるだけ国際基準または国際社会の動向に合わせて日本もおくれないようになつていくといふことが国際社会から日本に対しての信頼をかち取ることになりますし、同時にその信頼の上に立つての日本本の競争力も強化されていくことにつながつていいのではないか、こう思うのであります。最近の国際社会と日本との比較、国際社会の動きに対する日本のあるべき姿ということについてどのようにお考へでしようか。

〔星野委員長代理退席、委員長着席〕

○盛田参考人 お答え申し上げます。

今、主として会計基準についての国際的な整合性という、また比較というような御質問がござい

その意味で、先ほども申し上げましたように、経済法規の国際的整合性ということが非常に必要である。会社の評価においては、整合性がありませんと正しい評価をしていただけないということがありますので、会計基準の細かいことについて私は十分な知識は持っておりますが、私は根本的な精神におきまして根本的な違いがございますので、その辺をこれから整合していくことが日本企業の国際化にとっては非常に大事なことだと私は考えております。

○中野委員 そこで、関連して上村先生にお聞きしたいと思いますが、これは比較法学という面もあろうと思いますけれども、今、盛田参考人からおっしゃられました、企業経営者としての立場でもそういう悩みを持つておられる。ならば、日本の会計制度そしてまた会社法、そういうこともやはり国際基準に照らし合わせて発展させていかなければいけないであろう。ならば、現在の日本でもその会計制度や会社法は、そういう視点に立つて考えるとどういう欠陥があり、そしてどこをどういふうに直さなければいけないのだろうか。先生のお立場からのお考え、御提言がありましたければお聞かせいただきたいと思います。

○上村参考人 お答えいたします。  
どこをどういうふうにと言われますとちょっと私はお答えする用意はないのですが、それでも、金融が非常にグローバル化しております、マーケットも二十四時間取引で地球規模のマーケットになっている。企業の活動も非常にグローバルなものになつていて、金融があるのは企業活動がグローバル化すれば、それに伴つて制度もグローバル化せざるを得ない。日本の制度が非常に緩やかであるがために日本にお金が集まるというようないわけだと思います。

そういう意味で考えてまいりますと、私は最初に意見のところで申しましたように、株式会社法と証券取引法がともに重大な理念の転換期に

あるというふうに申し上げましたのは先生が今までの評価においてすら、整合性がありますので、その辺をこれから整合していくことが日本企業の国際化にとっては非常に大事なことだと私は考えております。

会計基準も、これもやはりマーケットが統一されれば、国際的な有価証券の売買一つをとってもみましても、会計基準が統一してなければマーケットそのものが成立しないということになります。

ただ、これは日本にとっては従来比較的軽視してきた分野でありますし、逆に外国にとりましては最も指摘しやすい弱点ということにならうかと思ひます。

私は、十分にわからぬ点もござりますけれども、最近の国際摩擦もやはり制度をめぐる摩擦というものが非常に大きいのではないかという感じもいたしております。かつて公害が非常に問題になつたとき、排気ガスを出さない自動車をつくる

ということことで日本の企業が世界に生き残ったといふのと同じように、やはり経済社会でも、一つの排気ガスを出さないシステムといいましょうか、それといいましょうか、そういうものを備えたためのコスト支出ということをある程度覚悟しないと、これらはやはり生き残つていけないのであります。だから、一つ一つ、一步二歩やっていくことでござりますので大変時間がかかることだと思いますけれども、少なくとも方向性としてはそういうふうに思つております。

○中野委員 家近先生にお伺いいたしますが、実際にこの法案を出されるまでの審議会で審議にタッチをされたということ、それから先ほどの

公述の中で、今まで会社法に関心を持つてやつたけれども、どうも今までの改正というのは部分的、場当たり的だという御指摘をされました。私はまさに同感でございまして、商法というものは今こそ抜本改正をしなければいけないときに日本は来ているのではないかと言ふるに思はれています。

会計基準も、これもやはりマーケットが統一されれば、国際的な有価証券の売買一つをとってもみましても、会計基準が統一してなければマーケットそのものが成立しないということになります。

ただ、これは日本にとっては従来比較的軽視してきた分野でありますし、逆に外国にとりましては最も指摘しやすい弱点ということにならうかと思ひます。

私は、十分にわからぬ点もござりますけれども、最近の国際摩擦もやはり制度をめぐる摩擦というものが非常に大きいのではないかという感じもいたしております。かつて公害が非常に問題になつたとき、排気ガスを出さない自動車をつくる

ということことで日本の企業が世界に生き残ったといふのと同じように、やはり経済社会でも、一つの排気ガスを出さないシステムといいましょうか、それといいましょうか、そういうものを備えたためのコスト支出ということをある程度覚悟しないと、これらはやはり生き残つていけないのであります。だから、一つ一つ、一步二歩やっていくことでござりますので大変時間がかかることだと思いますけれども、少なくとも方向性としてはそういうふうに思つております。

○中野委員 家近先生にお伺いいたしますが、これまでの我が国の会社法制度のあり方というものが理屈的に進んでおるわけではないという認識のもとに立っておりますが、一面において商法ほど丁寧にいじくり回されておる法律もないわけでございませんが、それはある意味では我が國らしい法務省当局の関心の深さ、強さということを如実にあらわしておりますのではなくかというふうに思われます。

私は、先ほど申し上げましたように、決して今までの我が国の会社法制度のあり方というものが理屈的に進んでおるわけではないという認識のもとに立ておりますが、一面において商法ほど丁寧にいじくり回されておる法律もないわけでございませんが、それはある意味では我が國らしい法務省当局の関心の深さ、強さということを如実にあらわしておりますのではなくかというふうに思われます。

ただ、それが当然のこととして是認されるわけではございませんので、先ほどの意見陳述で申しましたように、やはり長い目で見た抜本的な改正の作業というものはどうしても必要でございまして、これはある意味では我が國らしい法務省当局の関心の深さ、強さということを如実にあらわしておりますのではなくかというふうに思われます。

ただ、それが当然のこととして是認されるわけではございませんので、先ほどの意見陳述で申しましたように、やはり長い目で見た抜本的な改正の作業というものはどうしても必要でございまして、これはある意味では我が國らしい法務省当局の関心の深さ、強さということを如実にあらわしておりますのではなくかというふうに思われます。

もちろん、やつてているうちに、先ほど盛田参考人が代表訴訟のところ、企業には苦い薬となる一面もあるがとうお言葉を使いました。これは代表訴訟の関連のところだけではなくて、日本の商法及び会社法の国際化の中ではまさに苦い薬となる面があるのであります。しかし、それはクリアしなければならない日本の国際的義務だ、こういうふうに思うわけでございまして、ちょっと大きくなり過ぎたかもしれませんのが、家近先生の御感想をお聞きしたいと思います。

○家近参考人 私の個人の感想ということでお聞きをいたいから結構かと思いますが、先生御指摘のように、我が国の商法、特に会社法制度につきましては長い歴史もございます。特に、終戦後英

米法の影響を受けまして、戦前の大陸法の法体系と英米法の法体系とが接ぎ木をされたというふうな経過もございます。その上に日本の土壤がございまして、日本の風土、習慣を踏まえた法律制度というふうな性格づけもございます。その間に、急激な社会経済の変動がございまして、待たなしの緊急課題というのも出てまいります。

私は、先ほど申し上げましたように、決して今までの我が国の会社法制度のあり方というものが理屈的に進んでおるわけではないという認識のもとに立ておりますが、一面において商法ほど丁寧にいじくり回されておる法律もないわけでございませんが、それはある意味では我が國らしい法務省当局の関心の深さ、強さということを如実にあらわしておりますのではなくかというふうに思われます。

ただ、それが当然のこととして是認されるわけではございませんので、先ほどの意見陳述で申しましたように、やはり長い目で見た抜本的な改正の作業というものはどうしても必要でございまして、これはある意味では我が國らしい法務省当局の関心の深さ、強さということを如実にあらわしておりますのではなくかというふうに思われます。

ただ、それが当然のこととして是認されるわけではございませんので、先ほどの意見陳述で申しましたように、やはり長い目で見た抜本的な改正の作業というものはどうしても必要でございまして、これはある意味では我が國らしい法務省当局の関心の深さ、強さということを如実にあらわしておりますのではなくかというふうに思われます。

ただ、それが当然のこととして是認されるわけではございませんので、先ほどの意見陳述で申しましたように、やはり長い目で見た抜本的な改正の作業というものはどうしても必要でございまして、これはある意味では我が國らしい法務省当局の関心の深さ、強さということを如実にあらわしておりますのではなくかというふうに思われます。

○中野委員 法務省という役所の性格から、この前からちょっとと冗談まじりに皮肉も言つたりしているのですが、大体象牙を彫るみたいに、先生今おっしゃいましたが、丁寧に丁寧に彫つていく。そして、それがまたいかにも法務省らしい権威であるような気持ちを持つてゐるんじやないかと申上げてゐるのですが、しかし象牙というのは貴重でとうとくて、丁寧に彫れば彫るほど値打ちが出てくるのですが、象牙そのものがとつたらいかぬのですな。いわゆる時代が変わつてくる。変わってきたときに象牙にかわるものを作つたにつくるという気持ちがないとこれから国際社会に対応

できないな、こう思つておりますて、御健闘をお祈り申し上げたいと思います。

最後に一つだけ盛田参考人に。

がらつと話は変わりますが、個人投資家を中心とした株式市場を育成するために、配当性向の引き上げ等環境整備を進めていくべきだ。投機ではなくてもっと投資が進むようにしなければいかぬなど思いますと同時に、その中で先ほどおつしやられた従業員の持株制度、今社会資本というのがしきりに言われますが、私は、日本の場合そろそろ個人資産、それもサラリーマンの個人資産といふものをもつとふやしていくことが大事な時期に来たのではないか。それが宮澤内閣での生活大国の一助にもなるのではないか、こういう気がいたします。

米国のESOPですか、労働者に自社株を持たせて、退職金、年金などで支給する制度、また英米の場合は株式所有制度が法律に裏づけられた制度としてある、こういう本格的な制度を日本もつくるべきときにきているのではないか、こういう気持ちがするのですが、これについての御感想があれば、お聞かせいただきたいと思います。

○盛田参考人 ただいま従業員の持株制度についての御下問がございましたが、私も小さい会社から仕事をやってまいりまして、設立当初に自分たちでお金を出して会社を始めましたので、その人たちやはり自分の会社という気持ちがしみついておりまして、何も重役でなくとも、いわゆるサラリーマン根性でなくて、やはり自分の会社を大事にしていこうという気持ちが非常に強うござります。

今諸外国でも従業員に持株をさせようということは、これはやはりサラリーマン根性でなくて、自分の会社であり、そして会社をよくすることが自分の資産をふやすことだ。そうなりますと、家庭のすべての人たちが、奥さんたちから子供たちまでその会社が発展することを祈るわけでござりますから、その意味におきまして、従業員が会社の株主になると、ということはこれからも非常にいい

ことだと思うのでございますが、先ほどもお話を出ましたように、私どもの株は非常に高うござりますので、これを一般的の市場から買つてくるといふことはなかなか難しいことでございます。

今私どもは従業員持株制度で一定のお金を皆から積み立てさせて、その総額で毎月買えるものだけを買って、従業員持株会というのをやつております。しかし、自社株がもし持てるようになれば、その中から会社は自社株を従業員に持たせるよろ手だてができるというふうに考えておりますので、やはり恒産を持つサラリーマンをつくるという意味におきましてもそういうことをしていきたいと私たちには願っておりますので、その意味におきましても自社株保有ということをぜひこの次の段階にお考えいただきたい、それがひいては日本本のビジネスマン、サラリーマンの考え方を根本的に変えることになると思っております。

○中野委員 ありがとうございました。

○浜野委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございます。○盛田参考人 は、これにて散会いたします。

午後四時三十三分散会